

平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年12月24日（火曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 3時22分

○会議に付した事件

1. 白老町財政健全化プラン（案）の自由討議

○出席委員（13名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	氏家裕治君	委員	吉田和子君
委員	斎藤征信君	委員	大淵紀夫君
委員	松田謙吾君	委員	西田・子君
委員	広地紀彰君	委員	吉谷一孝君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君
委員	及川保君	議長	山本浩平君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡村幸男君
主 査 本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。
(午前10時00分)

○委員長（小西秀延君） それでは、白老町の財政健全化に関する調査を行います。

本日はお手元に配付しましたレジメのとおり第3章4番目人件費についてであります。論点は2つであります。まず論点①の給与費の削減について自由討論があります方はどうぞ。

14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 14番です。この人件費の削減というのは長い間行政が取り組んできた項目ではあるのですが、近年議会对応等も含めてまちづくり全体を見ても非常に、住民はそれを望まないは別としても、まちづくりの取り組んできた一貫として、ここにきてモチベーションとかそういうことも1つにはあるのだけれども、例えば今回、宮脇思案が出された中でも述べられています。1つにはこういうことを長年取り組んできたことで行政の効率性は高まらず内部矛盾が拡大をさせ行政サービスの劣化を生じさせていると。さらには従来の正職削減、臨時職員の拡大では物件費が増加して問題を根本的に解決しないということを言われています。そして、さらには人的資源の充実ノウハウの継承が劣化している。私はここも非常に今危惧しているのです。この状況を顕著にあらわされている。このことをこれからまたこのプログラムの中でこの7年間という期間、これをさらに取り組んでいくということなのですから。財政健全化に当たって非常に職員の給与削減の部分というのは大きな部分を占めているのです。確かに町民サービスの低下も同じような状況なのですから、7年間このことをまたさらに続けていくということに非常に私はさらにまた役場内の意思疎通も含めて、さらにはまちづくりの町民との関係も含めて取り組んでいくとなると非常に厳しいものを感じるのです。このあたりを皆さんどういうふうに感じているかお聞きしたいと。どこかで私はやっぱりある程度一定の区切りをつけないと、いつまでもこのことを続けていく、継続していくということはどうも疑問を感じるものだから。どんなふうを考えておられるか皆さんの考えもお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ただいま及川委員からご意見をいただきました。行政サービスの劣化、また人的資源も同じく劣化をしてきているのではないかと。今後まだ続くプログラム上の給与削減7年間、一定の区切りをつけるところも考えなければならぬのではないのかというご意見でございます。論点2番目にもかかわってくるご意見も多かったかのように受けませんが、論点の1番、2番どうしても関連が出てくると思います。論点2番も合わせて、組織についてその中で職員のモチベーション、組織、幹部職員の育成、再任用の環境整備等を合わせて、それでは議論を進めてまいりたいと思います。

ほかに自由討論をお持ちの方はいらっしゃいますか。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。2点目の部分も一緒にということなものですから、やっぱり質疑の中でも大分明らかになっていっているのですが、今もお話がありましたようにほとんどの1億数千万円というお金が、実際に来年度は1億1,000万円ぐらいですか、32年度は1億5,000万円

を超すというぐらいの効果をここで得ると。果たしてこれが本当に正常なのかどうかというと、正常ではないことだけははっきりしています。これはもうはっきりしていると思います。公務員の給料決まっているわけですから。ただ、これをやらなければなかなか財政再生は難しいという部分もあることは事実でございます。そこで例えば人の問題で言えば、一般職の職員は30人減らすのだけど総体ではほとんど変わらないのです、ほとんど総体人数は変わらないとこういうつくりになっているのです。ここで役場の力が落ちる、もちろん人口が減るわけだし、段々事業費も減っていくわけですがけれども、ただ本当にこれで今我々が述べている将来の見えるまちづくりや、それから実際に白老町が人口減少、減るのだけど、それをなるべく減らさないようにするというようなことがこういう状況で本当に取り組めるのかという危惧はあります。機構改革含めた制度改革をしないともうこれはどうにもならないだろうというふうに思うのです。具体的に言うとかいうことです。例えば幹部の不足、そういう役定やめるといふような方向です、現実的には。しかし、役定やめても管理職減らなかつたら意味ないのです。ですから、本当にそういうことがこの中から読み取れるかということとちょっと私は、この部分を機構改革に結びつけるということになるとなかなかそうはならないのではないかと。総体の人数は減らないのだけど給与費だけはどんどん減るから下がっていくという状況の中で本当に将来展望ができるようなまちづくりを役場の職員の皆さん方が政策立案だとかそういう中で町民とのコンセンサスを得ていくというこの2つの部分で本当にできるのかという疑問はたくさんあります。だからといって人を減らさないでいけるかといったら、減らさないといけないのだけれども、現実的にはやっぱり見えてくるのはそこら辺が見えてきます。ですから今回の計画書も含めてそうなのですが、役場の幹部職員全体の総意でこれが出てきているようになかなか思えない、残念ながら。要するに一部の人たちがこれをつくっているのではないかというように思われて仕方がないのです。そういうところが機構改革等々の中できちんと解決されていかないとこの問題というのは解決しないのではないかと。その点での指摘で言えば宮脇さんが言っていることは私はある意味的を射ているのではないかというふうに思っています。そういう考え方で言えば機構改革含めた人数の問題、それから制度をどうやって機構改革の中でもっときちんとした制度をつくるかというあたりが大切かというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君）　ほかございますか。8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君）　8番、広地です。結論から言うと同僚議員の今ご指摘いただいたとおりです。行革推進委員会が出た「私が見た白老町の財政状況」という宮脇教授からの参考のための資料もありましたが、こちらのほうもまずありますが、大前提に今のこの財政状況の中でこれが本当に是非かどうかというと、本来であれば避けるべき残念な事態だというふうに言わざるを得ないと思います。ただし今ちょっと計算をしていましたけれども、今回のこの改革プランの現実的な話をすれば、かなりの割合を占めている部分になりますので、ここをいじることは非常に厳しいと。民間感覚でいっても会社の危機的状況にあるときに人件費に手をつけるというのは本当に最後の手段としてはいたし方ない部分もあると思います。なので私はこの健全化プランに示されている内容については理解します。ただ職員のモチベーション等もありますので、さらに行革推進委員会が出た宮脇教授の意見も役場の人的資源の充実、継承は地域力を高める上で重要だと、政策提言の上でも重要だと、さらに類似市町村と比べても人件費の割合が決して高いとは言えません。むしろ類似市町村から比べても1.9%ほど

逆に白老町は抑えられているという現状もありますので、そういった行革推進委員会やさまざまな答申を十分に鑑みながら慎重に行っていただきたいというのが私の意見です。

○委員長（小西秀延君） ほかが意見お持ちの方。3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 私も結論は同じことになるかと思えますけれども、やはり人件費に頼るまちづくりというのは異常だと。人件費の場合生活をかかっているということから言えば、懲罰何かを受けたときも減給10%3カ月というような範囲でなるのです。それから見るとものすごく大きなカットになっていくわけです。そうするとその分でモチベーションがどれだけ上がるかということになると本当に上がらないだろうと。そうすると先ほどから話が出ている機構改革をどういうふうに進めるかということが一番の大きな問題になるだろうと。いつのころからか役定が始まったころからどんどん上の人たちが辞めていって役員が薄っぺらくなっているのではないかという指摘というのがあったような気がするのです。その部分は我々がどうしろということではなくて、役場の理事者側がどんなふうに幹部を育てていくかということにかかってくる。もうそれに頼るしかないわけで、そうなってくるとやはり機構改革というものを何らかの形で進めていくということが必要かと私もそういうふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） ほかが意見お持ちの方。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 遅れて申しわけありません。職員のことに関しては先ほどから町民サービスの劣化がないようにするということと、もう1点は今の大変財政的に先を見通すことの厳しい中で職員の専門性も必要になってくる。ただ、職員は何年も同じところにいることはできませんけれども、いる間その担当部署にいたときには専門性を身に着けるといってそういう育成が大変私は今後大事になると思います。ですから本当にモチベーションを上げ町民のために尽くしていくとか、町民のために仕事をしていくということの力関係、それからモチベーションを保つためには私は削減率9.5%ですけれども、これから7年間ということなのですが、そういう中で再任用も含めて機構改革をしていく中で、目標としては人口1万人当たり88.6人が類似団体の平均の人数なので、白老町は1万人当たり109.18人が基礎になるだろうという話は載っていましたが、そういった中で32年のを見ますと、26年が243人これは再任用と嘱託も入れて、それから平成32年が職員だけで170人、30人減るのです。それを再任用に向けていっている部分もあるのですが、こういった中で給与の高い人の部分が再任用にいく、もちろんそれは計算されていることだと思うのですが、そういった部分でもっとも負担が残った方たちにかかってくるということもありますので、この7年間の中で数パーセント、1%でも0.5%でも3年後、5年後に戻せる、もし数値的なものが出てくるようであれば私はそういった見直しも見据えながらやっていくべきではないかというふうに思います。

それと再任用については私もたまたま身内に役所に勤めている人間がおりまして、ちょっと話を聞いたのです、再任用について。そうしたら再任用は役職はそのままだということです。給与は下がるけど。私はその話を聞いたときに町も役職定年とかそういうものがあって、しかし、今まで蓄積されてきた自分の持ってきたもの、培ったもの、それから後輩の育成に頑張ってもらいたいということが大きな目的だと思うのですが、私は再任用に回った方たちが給与はぐっと下がってしまいますけれども、本当にしっかりと人材育成、育ててもらいたいというふうに思っていますし、そのための手法を役職がそのままとかという方がいいかどうかは私はちょっとわかりませんが、何らかの形で物

が言える、そういう立場をきちんと認めるといふか、そういう形にしていくべきだといふふうにご考へております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかご意見お持ちの方いらっしゃいますか。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 遅れてきて申しわけありません。途中の皆さんの意見聞いていませんので重複するかも知れませんが、私はこの7年間でこの数字を見たら、前にも議論されていますけど、全体の42%ぐらいがもう人件費の削減によって頼っているのです。そしてもう1つはこの職員の削減見たら7年間そのままなのです。そして、33年にガバッと戻ると。なぜ、会社にすれば経営努力して1日でも1年でも早く職員の給与を少しでも緩和するという物の考へ方が本来経営改善に入ってくるのが筋なのです。それには何ら手をつけていないのです。7年間同じ数字でずっとくる。本来であれば一步譲って26年から傾斜配分して段々削減が減って行って32年にはゼロになるのだといふぐらいの技術的といふか、そういう経営改善をしてそこに戻るといふことの発想がなぜこのプランに入っていないのかと私非常に疑問を感じるのです。これは組織の問題とかではなくて、そういうものの考へ方がこのプランに出てこなければ職員のモチベーション上がってきません。普通26年から32年まで削減同じです。そして32年になって元に1億5,000万円かな、6,000万円戻ると。本来は経営者配分で段々戻って32年ゼロになったと。こういうことで健全化の見通しになると。そして幾らかのこれから議論されるけれども、財調があつてそれに向かつて職員もモチベーション1つになってまちづくりしようといふプランでなければいけないのに、なぜこういう書き方をするのかといふことです。だから私は組合も正直な話見えないのです。これでいいのかどうかといふことが。まるっきり組合といふのは1つの公の機関ですから。そうしたら組合としてもこういう財政を私たちつくりたいと、だから給与削減もこうだといふ1つのメッセージがまるっきりないのです、町民に対して。議会にもないです。だから本当に、もう少し議論してもいいのかどうかといふ問題があるのだけれども、組合と町の関係は別にしておいて、私とすればそういうふうにして少しでも給与削減の軽減を図って行って32年には元に戻ったとそういうような経営姿勢を示すような形で給与改定の部分はぜひやっていただきたいと思ひますので、もしよければそういう経営努力によって職員の人件費も傾斜的に緩和していくと、すべきだとそういうことを私は議会としてもプランの中に一言ぐらい入れておくだと思ひますし、そういう努力を理事者はすべきだと私は思っております。ただ給与を42%、7年間一律にやるといふのは私はおかしいと思ひます。そういうことです。

○委員長（小西秀延君） 今のところの皆さんのご意見を拝聴しておりますと、現段階での9.5%に異論を唱えるといふ方は今までのご発言の中ではいらっしゃらないと思ひます。本来であれば給与削減にしなければ済む行政を目指すべきであろうけれども、現在ここに至っている財政状況の危機の中では9.5%で全体の40%弱の効果額になっていることに、ここに手をつければ計画自体がなかなかもたなくなるだろうといふことで認識は一致しているのかと思ひます。ただ、その中で機構改革をきちんと図り、職員のモチベーション、また町民とのコンセンサス、職員、幹部等の育成、その点に配慮すべきだといふご意見は統一されていたと思ひます。またただいま前田委員から計画の中で一律に32年度まで職員の給与削減がなされていると。本来であれば段階的な給与の削減で32年度までには通常の職員給与に戻すべきであるといふご意見も出ておりました。そこがちょっと皆さんとまた議論しなければならないところかと思ひますが、それについても含めてご意見があります方

はどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。前回の財政改革プログラムの中で一番問題になったのは、途中で議会の意見もあり職員の給与を10%戻したと、20%から10%にしたと。これが町民の皆さんの理解も得られなかったし、現実的にその計画をつくった人たちの中からもそういう異議が出ました。これは事実であります。そういうことを考えると、今の前田委員の意見にやや似ていますけれども、例えば29年なら29年、29年がピークでしたか4億6,000万円というのがあるそこまでは、ちょっと正確ではないかもしれませんが、マイナスが一番多いというその部分までは私はなかなか現実的にはちょっと大変かと。この財政指標を見ると大変かと思うのですけれども、それ以後については現実的には緩和ではなくて改善される余地があるというふうに考えられる部分がございます。そういうことで言えば、1つは今言われた中で一番大切なのは、計画の中にそういうことが考慮されていないということなのです。前田委員はゼロにすると。それは僕も望ましいとは思っただけです。それが例えば100歩譲ってゼロではないにしても、ゼロというのは平常に戻すという意味です。9.4なり9.5なりを、例えば5%にするとか4%にするというのが最終年度でそういうことがこの計画の中で組み込まれるということ、こここのところは非常に大切かというふうに思うのです。この計画がそういう計画になるというそのところが見通せるのかどうかは、今聞いたものですから分析していませんからちょっとわかりませんが、考え方としてそういう考え方を持つというのは非常に大切かというふうに私も感じます、そここのところは。それが100%とかどうかは別にして。全額戻すかどうかということは別にして。そういう考え方がやっぱり理事者の中になければだめだと思うのです。そこは非常に共感をいたしました。

○委員長（小西秀延君） ほかが意見お持ちの方。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 私も先ほど申し上げましたけれども、このプランは1年ごとに見直しをしていくべきだというふうに議会として出しました。私は先ほど前田委員がおっしゃったように、職員もよく議会で町長に民間感覚でというお話をします。今各企業も給与を上げていくことに努力をしているということが今いろいろな報道でされていますけれども、白老町の役所の職員であっても何かそういうことが見えてくる、見えるためにまた努力をするということが数値でまるっきり全部ずっと7年間同じというのではなくて、そういう努力が認められることが結果としてあらわれていくような計画に私は変えていくべきだというふうに。見直すというのは私はそういうこともあると思うのです。それと全体的に見てこのプランは入ってくることはほとんど考えていません。ですから今後いろいろな企業誘致だの、それからふるさと納税だのいろいろなことをやっていく中で財調も少しでも積み立てができ、そういうものが見えてきたときには私は役所の職員の給与、それは全体、全町に影響することだと思っていますのでそういった方法で考えていくべきというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） 14番です。私が言い出しっぺになったのですけれども、この計画自体を委員長おっしゃっているようにしたわけではないのです。これからの将来の役場の姿を非常に危惧するものだから、先ほど前田委員もおっしゃっていましたが、このまま7年間塩漬けの状態と同じ状況でいくというのはどうもまずいと。将来的に見てもまちづくりにとってもマイナス部分が非常に大

きいとかいう危惧をするものだから、この計画についてはもうやむなしと思うのですけれども、段階的でもいいから少しずつでも改善していく努力をまちの理事者はそのことにもぜひ考慮して、まちづくりをしていただきたいとかいう思いなのです。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 私も先ほど話をした中で、よくなってくれば徐々にそういうところに目を向いて改善もされていくのかなという常識的な判断をしていたのですけれども、違っていたという感じがするのです。前のときに先ほども話ありましたが、戻したときにタイミングが悪いと言いますか。民間が直っていないのに何で役場だけお手盛りで直していくのだという話というのが随分出たのです。実際にこれから7年間たって世の中というのがどんなふうに変わっていくかわからないけれども、町の財政という枠の中で考えたときに戻せるかどうかということは、計画がなかったらそれは住民に説明できないことなのです。こうなったから今戻せるのだというその部分がこの計画の中にないと、またお前たち勝手にやったのかという意見しか出てこなくなる。そういう意味から言えばそこが抜けていたという感じがします。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は財源的なことを抜きにしゃべっているわけでないです。後で財調の関係もどうしなければいけないかという部分ありますから、当然中を精査しないといけないと思いますけど、ここで具体的にはまだ申し上げませんが、中を精査するとある程度人件費の率を縮める部分だって出てくると思います。そして、私が一番危惧するのは、ここにちゃんと話をしておかないと、今日本の経済を見るとアベノミクスでデフレなくしましょうと、インフレにして給与あげましょうと。国も今、7.8%廃止になりました、次年度以降は。当然、民間にそれだけ合わせて給与をベースアップしなさいと政府も言っています。当然そうすると上がってきたら国家公務員の人件費も上がりますし、人事院の勧告だって上がってくるはずなのです自治体に。それを含めてこの中で議論をしておかないと、人勧上がったから、今このベースで平均1億6,000万円ぐらいですか、削減落としていきますと。そこに唐突に入ってきたときに、お前たち7年間それだけのプラン立てているのに、それでは国が上げろと言ったら上げられるのかとまた批判浴びてバッシング受けるのです。そういうことも含めて段階的に解消するというのをちゃんと論理的に整理をしておかなければ私はいけないと思います。そして財源的にも今財調あって今後歳出削減していくと思いますけど、今1億円3,000万円ぐらい財調あるわけです。だけど今ゼロになっていますからそうするとバイオマスだって3,000万を減じるとかいろいろな部分が出てくれば多少の分人件費に充てて、そして財調に積むという部分はもっと精査すれば出てくるはずですよ。そして理事者もみずからの周りの部分、自分の部分だって整理したら何百万円も出てくるのです。それを職員に少しスライドの部分で精査するとかやって、少しでも7年間の中で皆さんも言っているように段階的に少しでも削減率縮めるということをししないと職員なんて頑張れません。今現実に皆さんも聞いていると思うけれども、お金をかけなくてもやれることいっぱいあるのです。なぜかと言ったら職員が町民に気持ちよくサービスすればいいのです。言葉の一つでも。今言ったらまず何で言われますか。お金かからないことでもちょっとお金に触れたら、金がない予算がないからまずできません。そこでもう町民の話聞かないのです。それを抜きにして町民の話を聞いてちゃんとあいさつをして、それも一つのサービスなのです。そうするとそういう心がけは少し

でも7年間自分たちも我慢したら給与少しづつある程度戻るという気持ちがあれば頑張ります。それを並行してズラッと減らしてしまって、これはちょっと理事者が経営者として考えるべきだと思います。町長は私の質問にこう言いました。財政厳しかったら民間経営だって会社厳しかったら給与削減するのは当たり前とこう言いました。それでいいけれども、ただと言ってしまったら終わってしまうのです。まちだって経営ですから経営努力を見せなければいけないと思います。その部分は職員に少しでも段階的に削減率を縮めていくということをこの中にうたうべきだし、そううたっておかないと先ほど言ったように町民も人勸で、それではその分アップしますといったときに、金どこにあるのかとか、何で急に今白老町大変なのはどうなのかとそうなりますから、そういうバッシングを受けないためにもこの中でちゃんと論理的に整理をしておくべきだと私は思います。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見ございますか。7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 私も前田委員がおっしゃっているように、きちんとした形で計画の中で職員の給与というものを何%か戻していくのだとそういうような文言をぜひ今議会でも入れてほしいと思います。今回のプログラム以前、平成20年のときから職員の給与の削減始まりましたけど、終了までということになりますと12年間、平成20年から32年、オギャーと生まれた子供が12歳、小学校卒業してしまう。これだけの長い期間をこういうような形でやっちゃって本当にこれで若い職員にモチベーションを持っていい仕事をしてくれということができるとかと思ったとき、非常にそれを長期間持つということは難しいことだと思います。普通の企業の考え方としても当初は3年とか5年とかそういうようなスパンで頑張って我慢していただくという考え方ができますけれども、私は正直言ってこれ以上同じものを続けていくという考え方は無理だと思いますので、前田委員のおっしゃったようなそういうような考え方を町側にきちんと持っていただくということをぜひ一言入れていただければと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかがご意見をお持ちの方。1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。町の財政が一番のピークを迎えるのが28年、29年ということですので、そこまでの間については多分この先の計画的な部分ではしようがないと思いますが、皆さん言われているとおり段階的に32年までの間に町職員がモチベーションを高めていける、やる気を持てるようなそういった仕組みをこの計画に盛り込むべきだとそういうことについては皆さんと同じ思いであります。ただ、そういったものをこのプランに盛り込むのであれば、ここでは町民サービスの件は入っていませんけれども、町民サービスの件についてもある一定の見解をここで示しながらセットで考えていかなければ、当然町民の理解も得られないと思いますし、そういった部分についてはセットで私は盛り込んで議論すべきだとそう考えます。

○委員長（小西秀延君） ほかがご意見をお持ちの方。11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。私もこの2、3年がピークだと思っていますのでこのプランの人件費の削減はやむを得ないと思っていますが、第1章、第2章のところでも申し上げましたように、平成28年度中に行う見直しこれがとても重要なものになってくると思っています。この26、27年の2年間でぜひ現課と十分に練ってどういうまちづくりをしていくかということをよく練り込んだ計画の見直しのものが28年度に出てくるべきだと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか。9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 私も山田委員の意見と考え方同じだと思います。今このプランに盛り込まれているのは給与費を含めた全体でのプランになっていますので、給与費だけのことを論じてしまうとそのほかにある事務事業のことであったりだとかそういったことも含めて考えないと、町民サービスの部分で言えば事務事業のことも、ここでは別枠ですけど給与費だけ元に戻してそのほかには手をつけないということにはならないでしょうし、そういった部分も含めた中で、進めた中で考えていくべきというふうに私は思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は今28年の見直しのときにすればいいのではないかという言い方をしています。それはそれでいいと思います。ただ私はそうではなく当初から皆さん議論している部分を入れておかないと前回の轍を踏むことの可能性があるのです。唐突に普通のまちになったとして給与費を戻してしまったのです。そうではなくて松田委員も言っていましたけど19年から傾斜的に職員の給与を調整したらどうだと議会はみんなそう言っていたのです。だけど初めからドンと落として1年半後、普通のまちになったと戻してしまったのです。それが非常に町民に不信感を買っているしそのプランは何だったのかということになるのです。私は今山田委員言ったことに反対しているわけではないし、28年に当然見直しますけど、給与についてのことは当初から今言ったような形でちゃんと整理をしておかないと、また出てきてそれを見直したら同じことを言われるのです轍を踏むと。こういう生活にかかわる、そして本当に町民に関心ある部分、職員の給与実態がどうであっても高いとか安いとかと議論されるのですよ。そうではなくて初めから今再度スタートするのですから、そのときに当初ちゃんとした経営者として、町として、どういう職員の給与を削減してプランを基に健全化を図るのだということをちゃんと当初で私はそういうふうに入れておいたほうがいいのではないかということでは言っているのです。途中でやるとまた同じ轍踏みます。見直しすることはいいことだと思いますけど、私そういうことだけ言っておきます。ちゃんと初めから皆さんが議論したことを集約して論理的に入れておかなければいけないと私は思います。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。私も前田委員がおっしゃること十分理解している上で申し上げたのですけれども、前回の反省、普通のまちに戻ったということで上げてしまったことの反省というのはみんなが感じているところだと思いますので、そこのところは理事者側も十分考慮してでも今回の財政健全化プランはこのまま通っていくと思うので、28年度の見直しのときにはぜひともそういうことも考慮した上でのプランがもう一度出されるべきだと思っています。

○委員長（小西秀延君） 山田委員、多分このプランがこのままということではなくて議会からの意見を受けて変更されることもあり得ると思いますので、それを前提にお願いできればと思います。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 前田委員が言われるように本当に計画にきちんと盛り込めていけるのであれば私は本当にそれが理想的だと思います。ただ先ほどから出ているように、前田委員は何か考えがあるとおっしゃっていましたので、それに見合うものの金額というか、それをできるのだと、そういう計画につけられるのだという対案とっていいのか、数値的なものもきちんと議会として示せるようなものになったら最高だと思うのですけれども。人事みたいで申しわけありません。私はそこまで

全部調べてきていませんので、もしそういうものの理論立てがきちんとできて、そして、こういうふう
に持っていけないのではないかとそういう対案として議会として持てるのであれば、私は当然最初か
ら入れていったほうが職員の本当にやる気の部分とかいろいろな面、生活もちろんそうですし安定
したものができてくるのではないかとというふうに考えるのですが、その辺のお考えが具体的にもしあ
れば。私はただ収入の面は考えていなかったもので、そういったものはいろいろ工夫をすることがまだ
行政はできることがあるのではないかと考えていますけれども、それが数字にいかにか繋がるかとい
うのはちょっとまた出せませんし、これからのことですので。そういった面で計画にきちんと盛り込む
以上は町民が我慢しなければならない、補助金も削減しなければならない、いろいろなそういう条件
がありますからそういったものがあってもなおかつこういうことのできるのではないかとというものを
示さないといけないと思うのですが、もしそういうことがあれば伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 数字を上げてまで示すということになればそれは言えますけれども、逆に
議会がそういう考え方を示した中でいけば、それは町が今度新たにプランの中をちゃんと整理して見
直して、どれだけのものかということを僕は提示すべきだと思って言っていますから。こちらから示
してしまうと、それがたがをはめることになって、逆に考え方を狭めてしまいますので。私は数字言
えというのなら持っています。ただそれが合うかどうかということはこちらで言うべき問題ではない
と思っていますから。吉田委員の言うことを言ってしまったら、逆に議会がたがをはめてしまうので、
理論的にこのプランの中でどうあるべきかということの提言であるし、議論をしていると思います。
ただ数字を言えと言え、私は持っていますから言いますけれども、ここで言うべきではない。その
ようになったら議論が小さくなってしまいますから。後で個人的にお話します。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） わかるような気がするのです。ただ私今そういうふうにするべきだと、先ほ
ど28年でもう一回大きく見直すべきだと、いろいろな意見が出ていますが、私たちも思いはそう
いう思いがあるのですけど、理論的でもいいのです、こういったものはこういうふうになれるのでは
ないかと。そういったものがもうちょっときちんと示せたら強い意見として通せるのではないかとち
よっと考えたのです。数字的と言ったのはちょっと問題があるのかもしれない。これは行政側がつ
くって示されたものです。ただそれに対して一律で9.5%で7年間ときていますので。そうでは
なくて、そういうふうにできるのではないかと理論的な裏づけみたいなものが必要なかという
ふうに。私たちはもちろん職員給与上げたいと、それは皆さん同じで、そういう思いは同じなです
けど、ただそれに対してこういったものが裏づけとしてできるのではないかとということがあったほ
うが、なお説得力があるとちょっと思ったものですから。個人的に数値的なことは後でお聞きしたい
と思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。1つは僕が思うのは今のつくり込みの中で入れなければ、
これは多分見直しのときということにはならないと思います。それは前回一番問題だったのはそこの
です。それが問題だったのです。ですから私はそうはならないと思っています。それは100%戻す
かどうかは別です。前回だって10%なわけですから。戻したのは半分ですから。我々が1章、2章で

言ってきたが将来のまち、7年後のまちが見えないというのはこういうことだと思うのです。ここが見えないから何も見えないのです。氏家委員も言われたように、そこをやるのだったら町民の部分を考えてほうが良いというそういう議論がこの場でされることが、実際には7年後のまちが見えてくるというのはそこが見えてくるのだと思うのです。それがなかったら見えるものは何もないのです。うまくいってもだめなのだけど、だけど、今はこうだけれども7年後はこうなると、ここのところがどんな小さいものでもいいからそれぞれで見えてこないとだめだと。それが一番最初にかなり議論されましたけれども、私が今の議論がそういう中身になっていくものだと思うのです。議会の議論はそうではなければだめだと思うのが1つ。

もう1つは例えばここで言っている職員の定数はほとんど、一般職の職員は下がるのだけど全体の定数はほとんど下がらないのです。それで今まで議会で議論になっているのは何かと。多分一般会計の予算はもう90億円になって80億円代になるのではないかというような議論がされています現実的に。7年後にはそうなるのでないかという議論がされています。そうなれば本当にここで一般職が200人から170人になった。減りました。だけど嘱託職員35人から56人になるのです。あり得ますか、こういうこと、こういうつくり。再任用はやっぱり制度の問題ですから、条例もできていますから、ある意味いろいろあっても仕方がない部分はあるのだけど、実際に243人から241人にしかならないのです。それで、予算規模がどんどん縮小されていくのに、もちろん町民サービスは下げてはいけないというのはよくわかります。しかし人口がそれだけ減っていくのにどうしてこういうつくりになるのか僕は減らせとかというのではなくて、こういう考え方、職員1人に対して嘱託2人なのかとかかわらないけど、こういうことが直されていかななくてはいけないのではないかと、つくりの中で。私がそういうことも含めて、例えば嘱託職員が何人か予算規模が減って減らせることができれば、そのお金というのは先ほど言ったような形で使えるわけだから。そういうこと含めて考えたときに私は将来が見えるまちづくりというのは、そういうところで議会が議論していかななくてはいけないのではないのかというふうに非常に思っています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） この給与の議論もずっとやっています。ただ第1回目の財政危機、今度第2回目の財政危機、第1回目の財政危機も今もそうなのだけれども、第1回目の財政危機は政策判断の誤りだと現職の町長がはっきり言ったのです。政策判断の誤りということは私は職員にも責任があると思うのです。職員が行政のトップにきちんと物が言えないからこういうことにもなるのです。議会も悪いという言葉は出るのだけれども、職員が悪いという言葉は今までないのです。私は行政が悪いというのは、二者択一みたいなものなのだけど、私はそれを支える町職員の幹部クラス、言うなれば課長職以上、この方々が責任があると思うのですブレーキをかける。特にこの2度目の財政危機は私は職員に責任があると思っています。それはなぜかという住民税や固定資産税の歳入欠陥起こした、この責任は職員なのです。職員がきちんとしなければだめなのです。第三セクター債もそうなのです。それはトップが第三セクター導入するといったら、一番最初の部長が絶対この第三セクターはやるのがまちに迷惑かからないのです、町民に迷惑かからないのだと言ってきたのは職員なのです。ですから戸田町長はもちろん素人なのです。はっきり言ってまだ1年生。2年しかやっていない。50年もやった職員幹部が本当はそれを支えなければだめなのだけど、結果的に言いなりなのです。

言いなりというよりもむしろ職員がリードしていると思っています。ですから私は職員の給与削減は当たり前の話だともう思っています。全国で今連結収支率、全国で3番目なのです。前は5番目だったのです。これは行政のトップばかりでなく職員の責任もある。ですから全国で3番目のまちがほかのまちと肩を並べた給与なんて私はもってほかだと思っています。北海道の職員だって今10%削減で来年も継続すると言っています先般新聞で。ですから道職員は道職員としても、この全国で3番目の自治体が職員の給与云々なんていうのは私はおかしな話で職員にも私は責任がある、はっきりこう言っておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君）　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前10時58分

再開　午前11時10分

○委員長（小西秀延君）　それでは、会議を再開いたします。

続行して人件費の自由討論を行います。ほかに自由討論をお持ちの方いらっしゃいますか。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君）　先ほど私は少しきつうだけども当たり前のことを言ったのだけど。普通のまち宣言したときも、私は普通のまちとはどういうまちかと質問もしているし、随分お聞きしました。私は職員給与20%カットの20%はちょっと重すぎると。しかしながら、10%10年間続けなければまちは再生できない、このことも私言っています。それから、22年12月か、普通のまち宣言して職員給与を元に戻したのだけれども、私は上のほうから段階的に26年までは戻すべきではない。26年までどんな形であろうがやらなければ私は必ずまたこうなるときちんと言っています。これだけ申し上げております。

○委員長（小西秀延君）　ほかに。12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君）　本間です。大変難しい決断に迫られるのですが、私も本当は今、松田委員言った意見というか、普通のまちになったというところで給料を戻したのですが、やっぱりそのときの議会もいろいろ議論したこともあったので、本当にこれはいろいろな意見、段階的に給与を上げていくという意見もありました。給与を上げていくことが果たして本当にいいのかどうか。上げていくのは僕は本当はいいと思います。職員のモチベーション、モチベーションというのも抽象的でよくわからないのですが、もちろん給料が上がればやる気が起きて、上がればモチベーションが上がって、町民に対してよいサービスができるというのはいいことだと思いますが、ただここで段階的に上げていくのか、3年ごとに見直しするのか。吉田委員も言ったけど1年ごとに見直しでやっていくのかというのは、ちょっと僕もなかなか考えづらいところがあるのですが。できれば今の議論は段階的に上げていくと。ただその中で効果、そういうプランの中でいろいろな効果が出てくるのであればそれは構わないと思いますが、今このプランの中できつう、ぎゅうぎゅうで多分やっていると思います。その中でなかなか効果が見えづらいと思うのです。ですからもしできるのであれば山田委員も言ったように3年ごとに見直し、本当にこれはもうまちというか、職員一体となって32年までそういう対策をするのか。その辺判断できれば給与を上げていければいいと思いますけど、ここはプランの中でこういう給与の対策をしていったほうがいいのかと私は思います。

○委員長（小西秀延君）　1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。皆さんいろいろな議論が今出ていて、それに対しての多分自由討論だと思えます。私はこのプランの中に一番大事なことは、町民も含めて町職員がいかにモチベーションを持ってこれからまちづくりに取り組めるかということが問題になってくると思うのです。確かに今は大変厳しい状況だけれども、将来にわたって自分たちの努力によってこうなる、こういうまちにできるのだ、こういうまちをつくっていくのだという目標みたいなものがこのプランの中にないと、僕は厳しいのではないかと思います。だから、先ほどからの議論の中に計画的な目標値、計画的な段階で32年まで向かって、自分たちのまちがどうなっていくのか、自分たちの努力によってどうなるのかということが示されるような数値目標こういったものを立てることが大事なのではないかと私はそう考えます。

○委員長（小西秀延君） ほか。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 結論出さなければいけないと思いますから余り私もうしゃべりませんが、ただ先ほど松田委員がお話していました、職員にもそういう政策論議の中で理事者にちゃんと物を申さないということがあると、これは私ももっともだと思いますけど、ただ組織風土、文化というものをちゃんと理解する部分もあると思うのですが、いくら職員がそういう建設的な意見を広場の中で議論しても、その選択をちゃんとするのかどうか。聞く耳を持ってその中から取捨選択して政策にどう反映させるのかという部分は理事者の責任だと私は思います。職員ばかりではないと思います。僕は一番理事者の責任だと思う。職員はいろいろな指示を受けた中で選択される資料をつくり、政策の概要をつくって、その中で1、2、3があつて、これは3を選ぶかと。これを議会に諮って議論をしてよりよい政策形成を図りましょうということだと私は思うのです。職員が一所懸命能力を発揮してそういうものをつくってもその取捨選択を間違ふ、あるいは聞かないで既存のまま踏襲してしまう政策しかできなかった。これは僕はやっぱり理事者が今白老町に置かれている現状、将来どういうまちをつくるかという観念がちゃんと政策が頭になれば、何ぼ職員が上げてもそれはただのものにしかならないのです。そういう組織文化、理事者はそういう部分も逆に考える必要があるし、職員に対して私はこういうまちをつくりたいのだということを説得してそういう政策形成をするという組織風土をつくる必要が私はあるのかと思います。それがなければモチベーションには繋がってこないと思います。そういう部分で理事者ももう少し、自分のまちづくりあると思いますけど、職員と大いに議論しそれがより高まった政策になっていくような組織風土をつくる必要があると思います。それによって職員も能力を磨けるのかと私はこう思っています。

それと先ほど大淵委員も話しましたが職員の定数を言いますけれども、この中でも本当に私もそう思います。私の持論は給与を少しでも削減幅を圧縮して元に戻すのであれば、人員は減らすと。前批判受けましたけど両手に花ではだめです、今の現状の中では。少しでも削減幅を小さくしてもらふ、給与を戻してもらふ、そうなれば片一方でいけば職員数は減っても今まで100の力を110出すと。そのかわり給与だけ保障してくれ、そういう形のものがないとこれは町民は納得できないと思います。ここに書いているように採用予定者数は退職者に対する原則5割補充です。そしてその分やりながら今度再任用出てきたらそのままやって、再任用はまた必要だけれどもこの合計数何も変わらないのです7年間。これでは町民を説得できません。私も給与は先ほど言ったように段階的に見直したらと言いましたけど、片方ではこちらのほうも職員も考えないといけないと思います。理事者も減らすもの

は減らす、そういうことをやらないとだめだと私は思います。そして再任用も法的には一律採用するけれども、再任用になったら100%能力発揮して働いてもらわないと困るのです、管理職だった人も。今現実に部長職を役職定年して入っている人もいますけれども、私も一時いて仕事やるけれども全然だめです。町民の感覚に立っていないし課長方だって下ですけど、そういう者に対してこう仕事しろという明確な指示をしたりなんかしていません。全ての人ではないですが逆にそういう人がいたらその課のモチベーション下がってしまいます。やっぱり嘱託職員、再任用であっても一定のルールの中で採用すべきだと私は思います。そうしないとみんなモチベーション下がってしまいます。だめにしてしまうのです。そういうこと含めてこの採用予定者数は退職者に対する5割補充なんて考えられませんが、聞いてはいるけど、来年になって結構な職員辞めるみたいで2桁に到達するぐらいの職員が噂では。それはここでいろいろなこと言いませんけれども、一つの組織の風土、文化、モチベーションにもかなり影響しているみたいですけど、それも直さなければ大変だと思いますけれども。それでは、そういう中で職員半分取って、そのまま再任用ましますという話にならないと思います。僕はここで職員数の計画、再任用と新規採用職員に対する採用計画については5割ではなくてもっとシビアに見直すべきだと私は思いますし、現状に合った職員数、仕事の量です今仕事ないので、予算が少なくなっているのだから。それに見合う職員数も合わせるだと私は思います。そういうことで一言ぐらい触れておく必要があると思います。どう見ても26年243人で、32年241人です。再任用、一般職員、嘱託職員関係なくして民間なら考えられません。どういう身分保障であってもこれは私は見直すべきだと思います。そのかわり職員の給与の削減幅は段階的にある程度圧縮してあげるといふことだと思います。だから人がほしいか、給与をどうするか二者択一だと私は思います。

○委員長（小西秀延君）　これまで大体の皆様から自由討論をいただいていたかと思いますが、私の個人的な意見を言わせていただければ、本来的であれば通常一般的な類似団体の給料にしてあげべきなのが本来であると思いますが、現在白老が再生団体に陥るかもしれないと言われている中でこの給与削減は私も致し方ないと思っております。また、先ほどから皆さんの議論にも出てきておりますとおり、前回のプランの中では途中で給与削減を半分程度戻して、このときに私は町民からの今回の2度目の財政危機に当たる大きな要因の1つではないかと言われているのは個人的に重く受けとめております。なおかつ現在町民の経済状況を見ればおよそ9割の方が300万円以下の年収になっているという中で、町職員への給料の増減というのは町民は大変厳しい目で見ている重要項目であるというふうに思っております。それが今町民にサービスを低下させるとお願いをしなければならぬというときに、この年度になったら戻るといふのが見えていてもいいのかというふうには私は考える一人でございます。状況が変わっているのならまだしも、現在お願いをこれからするという状況のときに、このときになったら財政状況が変わっているだろうという推測のもとでお願いをしていくのはなかなか町民の意識に説得力を持たないのではないかと懸念を持っている一人でございます。これがおそらく町職員の給料を削減幅を小さくするというプランが盛り込まれるのであれば、当然町民サービスもここでもっとできることになると、緩やかになるとできるものもふえてくるというものがこの計画に出なければならぬと思いますし、それがセットでなければできないということを考えるのであれば、現在厳しい状況を町民と一緒に再生団体になるかもしれないという危機感を持って一緒に取り組まなければならぬというときにお願いするときには、それが一緒になったらプランも見直していく

というのが一番説得力のあることかと思っています。それも第1回目で大変失敗しこの第2回目の財政危機を招いておりますので慎重になおかつやるべきだと思っています。それでなければ第3回の財政改革プランなんていうことはもう僕はあり得ないと思っていますので、慎重にも慎重を期して今回がっている財政の改革プランこれをまず成功させていくべきだと。実績をきちんとつくって町民の理解を得るべきだと私は考えております。

個人的な意見を述べさせていただきましたが、これまで皆さんのご意見を聞いておりますと、本来は本来給にしてあげたいのはやまやまであると。ただ職員のモチベーションやこれまで12年間も続いてきている削減の中で辞めていった方も多いうのもこれも事実でございます。そういうことを考えれば給料は段々戻してあげたい、段階的にでも戻してあげたい。極端な例を言うと正常な状態に戻してあげたいという方もおりました。そういう中でプランが実行されれば給料を段階的にでも戻してあげたいという気持ちは皆さんの中で一致はできるかというふうに思っていますが、その上でご意見をいただければと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 今、委員長の言われたことで僕はいいと思います。段階的に町職員の給与の削減幅をどこまで縮めていけるのかというのはまたそれは別な話として。経済状況または白老町のこれからの7年間の状況を見ながら、先ほど言ったとおり事務事業の見直しもセットで、町民サービスの、今まで例えば3年間なら3年間町民にもお願いしなければいけない部分もある。もしくは7年間お願いしなければいけない部分もある。でも、その中でも状態が改善したならば、こういったところもまた逆に見直しをしていくというようなものがあったらいいはずなのだと僕は思うのです。特にこれから高齢化社会に向かっていって今のこの事務事業の見直しが当たり前なのかと言われれば、それは僕は違うと思っていますし、それが少しでも改善していくのであれば、この3年間何とか皆さん我慢してくださいと。でも、29年以降もしこういった部分で例えばまちの運営状況が改善するのであれば、町民サービスについてもこういったことが考えられる、こういったことも戻していけると。でも、それと一緒にセットとして職員給与の削減幅もセットで考えていけるようなそういったプランにしていけないと、町民のモチベーション、自分たちもここまでまちに協力すれば一緒になって頑張れば自分たちのサービスも少しはまたよくなっていくのだとかそういうものがないとずっとこのままやっぱりだめなのだと、この白老町はだめなので終わってしまえば、僕はお互いにだめになってしまうと思うのです。だから、そういった希望を持てるような、例えばそのプランに、あくまでプランです。だって、この健全化プランだって全て正しいわけではない。もう完全に最低限のまちづくりの中でここまですれば何とかなるみたいな話ではないですか。ここに希望を少し持たせるようなものというのは必要だと思います。だから僕は委員長が先ほど言われたようなまとめが皆さんの意見だと思います。それをプランに盛り込むか盛り込まないかの話だけなのでしょう、きっと。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。今のにちょっとプラスして、私も委員長がおっしゃったことは当然だというふうに思っています。なぜ前に職員の給与を戻したとき町民からそれが原因ではないかというふうに言われています。私は町民の方々から出たのは、あのとき給与は戻したけれども超過税率も町民負担は何も戻していません。そういった中で給与だけ元に戻したのです。そういった

中での町民の厳しさというのは、だから町民の超過税率も戻しましたと。全部戻してそれでもまた大変なまちになりましたというのであれば、まだ町民の声が違ったのかというふうに私は思うのです。だから今氏家委員が言ったように私もそういうふうに思うのです。だから先ほど言ったように本当は戻して入れられれば最高にいいのですけど、そうではなくてやっぱり見直しをして毎年見ていくわけですから、入ってくる分だとかいろいろなものがまだ見えてこない部分もありますのでそういったところできちんと。そのときには町民の部分もきちんとセットで、痛みを被っているところをどうそのときに見直せるのかということも議論をしてきちんとやっていけば私は町民の方々は自分たちの生活にもきちんと影響が出てくるということがわかれば認めると思います。前は町民の生活は何も変わらないで給与だけが戻ったということが私は大きな要因だったというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今、委員長も個人的に委員長ではなくて一議員ということで言っていると思います。私は理解をする部分もあります。私もそう思います。ただこのプランは町長以下が指示してつくったものです。今の議論からいくともう7年間は給与削減がコンクリートしてこのままだという発想で言っているのです。原点は毎年見直すのです組合と。今言った委員長の言い方をすると、完全に議会は全部このプランで、この給与でコンクリートして認めたということになります。私はそうはならないと思います。毎年見直ししなければいけないのだから。それと先ほど私言ったように、人勧できたときに今の論理的に一切認めませんと32年まで。そういうことが共通認識されるのならそれはいいのだけれども、そういう部分も含めた中で多少弾力的な部分でやっておかないとコンクリートしたら両方が困るのではないかということを行っているのです。組合だって1年、1年でどういうことになるかわかりません、これ。そのときに今の幅だって圧縮されたら当然どこから財源持ってこなければいけないわけですから中でやりくりして。そういうことも議会は考えておかなければいけないですということを私言っているのです。そういうことを含んでそういうプランであっていいのかということ、理事者側にこれから議会として出すのだから、そういうことの含みをしておかないとどうですかということ、私言っているのです。議会としてもいいと、このままコンクリートでいけというのならいいけれども、そうすると職員だってやっぱりモチベーション上がらないと思います。言っていることはわかるのだけれども、そういう部分の話ではないかと私は思うのです。違うというのならちゃんと意見を言ってください、議論の場なのだから。私そういうことも言っているのです。

それとある程度同じこと言いたくないけど7年間ずっと同じく減らしてきて33年になったらこの1億6,000万円どんと戻るといふ計算しているけど、本来そうしたら第三セクター債を延ばす、前やったときに33年度以降のものが見えていないのです。それではそのときどうなるかということも出てくるのです。当然私が言いたいのは結構先送りしているのです。病院の問題にしてもバイオマスなんて3,000万円、4,000万円、1年間オーバー出てくるのです。もっと厳しくやってほしいという職員の声だってあるわけでしょう。だから私が言うのはこのまま認めたときにコンクリートしておいていいのですかということを行っているのです。私は限定的に言えば、皆さんの考えでやってしまえばいいかもわからないけど、そうではなくていろいろな複合的な要素が含まれていくのではないかということ、給与に関してはそれが前回みたく唐突に戻しますとなってときにどうなのですかということを行っているだけです。その辺をやっぱり議論しておいて、今、委員長中心に意見が出るのですから、

その辺の整理の仕方が必要ではないかと私は思っていたのです。

○委員長（小西秀延君） 私の個人的なご意見にも触れたところがございましたので、まず、組合等々の考え方でございますが、それはもうプラン以前の問題でこれは確定しているものではございません。ただしプランの中では町としてそれを継続していきたいという、これはもう毎年交渉のことですから、それは前提として外しますがプランの中ではこうやりたいというのが町のプランの基本でございます。ただ私が申し上げたのは全体がプラン以上に効果を上げていったときに本来給に戻してあげたいという皆さんの気持ちは私も一緒でございます。ただそのときに見直しは毎年しようというのは議会で一致をして今回意見を上げますが、それが何年ごとになるかはわかりませんが、見直し時に全体として見直せるのであれば私は給料をある程度縮減幅を緩和するというのは反対しているものではございませんのでコンクリートでやらなければならないという考えは私の本意ではございませんのでその辺はご理解をさせていただきたいと思います。ただし前回プランを大きく変えて給料を半額程度戻したときには、町民からある程度の批判を皆さんも聞いていると思います。そこはプランを見直すときには私は慎重になるべきだと、もう二度とこのプランを失敗させるべきではないというのが私の意見でございますのでコンクリートというふうには考えてございませんのでご理解をいただければと思います。

8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。同僚委員からの熱い議論も拝聴していて、そろそろ結論を出すべきだと思って今伺っていました。基本としては委員長が一委員としてのご意見をいただいた内容に沿っている部分だと思っています。大前提に前田委員や大淵委員のほうからもやはりきちんと職員の士気や意欲に配慮すべきだとそういった部分も議論ありましたが、町民の収入の状況や負担増を求めるとこの段階や町財政の見通しとして28年、29年が山を迎えるのではないかと、これだけの町の倒産の危機の状況の中では、まずこの財政健全化プランとしてはやむを得ないことだというふうに考えていいのではないのでしょうか。ただし職員が非常に重要であり、その意欲や士気に十分配慮すべきだという文言は入れてもいいと思います。ただその見直しの際には新財政改革プログラムの改訂版のときの、あれは私は非常に問題があったと思いますけど、ああいったこともありましたので見直しにはまず全体、職員の給与だけ戻したという前回のようなことは私はちょっと町民の理解は得られないと思います。全体としてそして根拠を持たなくてはいけません。なぜかと普通のまちになったと、ああそうかと、でも本当はそうではなかったという議論が今でもあります。だからきちんとした根拠がなければいけないと思います。あとは大淵委員や斎藤委員のほうからもあったり機構管理、定数管理の部分も文言としては入れるべきだと思います。それで町が行政として効率的な業務執行できるような形を考えていくということが大事だという部分は、今、同僚委員からの指摘で私も理解しました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。先ほど言ったコンクリートの件だけど、コンクリートと言っているのは違うでしょう。労働組合と行政が毎年カット幅については協議するとなっている。そういう中で町はコンクリートにして9.5%とバンと打ち出してしまったと。そういう中でそれをコンクリートと言っているのではないですか。そうでしょう。こちらが毎年見直ししろということではな

いでしょう。違うでしょう。僕はそう思って言っていました。そのことは大切なのです。例えば組合が妥結しなかったとき、町は9.5%でいったけど妥結しなかったら9.5%にならないのです。そういうことを彼は指摘しているのだと僕は思っているのです。だからそのときに例えば多分、人勸、来年上がるでしょう。人勸が3%上がったら、9.5%に3%上げないとしたら12.5%カットしていることになります。カット幅ふえていくのです、どんどん人勸上がれば、もちろん上がらないかもしれないかわからないです。だけど今の状況で言えば、上がる可能性かなり高いですよ7.5%をまず切っているわけだから。だから、そういうことを彼はコンクリートという意味はそういうことを言っているのだと僕はそういうふうに思ったのだけど。それが毎年毎年のことがコンクリートという意味ではないでしょう。違うでしょう。そこところが例えば9.5%というのが来年人勸なくても組合と協議するわけだから、組合が9%にしろと言ったらということになるのです。そういうことを言っているのだと思うのです、彼が言っているのは。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時49分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

具体的にどういうことなのか、具体案でこういうふうなものだということを示していただけますか。いろいろな物になって小さいものに入っていくと議論がどんどん裾が広がりますので、どういうふうなことにプランで求めるのかというご意見をお願いします。

○委員（前田博之君） 先ほど私が全体言ったとおりです。全体のプランの中から総体的に職員の給与も段階的にある程度削減幅を縮減するようなプランにすべきだと私は思っています。それとあとは経済情勢を考えたときに人勸あるいは組合との交渉もありますけれども、その部分については町としても十分な考慮をした中でプランの確立を高めてほしいということです。だから言うのは、組合は断固しても拒否する。人勸だって今言ったように毎年見直す中で余裕がなかったら、歳入落ち込んだら人勸だって町は議案上げないかもわかりませんから。だけれどもそうではなくて今言ったような形です。私の意見ですから、あとは皆さんで議論してだめならだめでいいです。

○委員長（小西秀延君） 人勸や組合との協議も考えるべきであると入れたほうがいいのかということでございますねプランに。プラン全体の中で全体を見て職員給与の削減幅を決めるべきだということですね。その中には人事院勧告も入りますし、組合との妥協も入りますし、いろいろな面も入った中でということではなく、それを別記するということなのですか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 組合とか人勸とかではなくて、それは町当局が分かっているのですから、我々は人件費に要する外的要因も十分に認識した中で対応すべきだと、そういうことを僕は考えておくべきだということを言っているのです。だから1年の中で歳入落ちた、交付税落ちて、町税落ちて、これ以上プランより悪かったらもっと給与だって削減するのもわからない。ボーナスに手をつけるのかもわからないのですから。最悪の場合です。だけどよくなれば人勸がどうしても3%だったら、財政見直したらとても3%上げられないと、1.5%にするとかそういう部分だってあるわけでしょう。そういう外的な要因も十分に認識した中でこういうプランを人件費の中で考えるべきだということ

す。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 先ほど前田委員はこの7年間の計画の中に9.5%を毎年いくらかずつ数値が変わるようなものを入れないとだめだとおっしゃいました。今お話聞いていたら、外的要件を勘案しながら、そのときの交付税とかでも違ってくるから、そういったものの要素を含めて人件費をきちんと見直すべきだというふうに。どちらですか数字で入れなくてもいいのですか。1年ごとにそういうふうにやればいいと。最初に数値できちんと示さないと、そのときに上げたらまた言われるのではないかと最初に言いませんでしたか。だから私は先ほど皆さん何人か、1年ごとにきちんと見直すことになっているから、それを1年ごとに見直すということはそういう外的要件も全部見てのことです、町民サービスも含めて。だから数値に入れないと、その1年間の見直しの中で上げたりするから町民から反発がくるから入れるべきだというお話もありました。だから私は最初からどういう数値を入れるのか、基本的な根拠が何なのかちゃんと示せないと数値で入れられるのですかと先ほど伺ったのです。だけど今話を伺っていたら、1年ごとに外的要件が変わってきたりするわけですから、人事院とかいろいろな関係でそういうふうになると1年ごとの見直しで状況判断して、町民サービスも含めてどうなのかと見直したときにできないのですか。数字にやっぱり入れなくて。どちらなのかと。数字に入れなくていいのかと今思っているのです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 一番最初に数的なものは話したけど、吉田委員が質問した後に数的なものについては町側が考えるべきではないかと僕はそう言いました。考えた中で32年までに段階的にある程度削減幅を縮小することを考えるべきではないかということを行ったはずですが。だから数字についてはよかったです。その後そういうことで直して。

委員長、1人で突っ張っているわけではないですから皆さんで議論してください。私はそういう考えで含んでプランとして検討したらどうですかと言っていることですから、皆さんに聞いて必要であればそれでいいのです。

○委員長（小西秀延君） ちょっと1回整理させてください。町は9.5%とコンクリートという言い方かどうかわかりませんが、それを外的要因もあるので数字を外的要因も入れて見直す範囲等も考えたほうがいいのではないかとというのが前田委員のご意見ですよね。その上でどうぞ。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。確かに外的要因というのはたくさんあるのだと思うけれども、それはプラン全体の中で考えなければいけない問題。多分前田委員もそのように言っていると思うのだけど、そのほかに例えば先ほど言った町職員の人数の関係もありました、32年までの間の同じような数値の中でいっているのかと。そういったものをもっともっと見直したら町職員の給与削減の部分についてももっと改善できないのかということが、多分この町職員の給与削減の中では考えられる要素としてあるのではないかと僕は思っているのです。だからそういった部分はこちらで数値を示すのではなくて、こういったことの見直しをもっとできないのかということ行政に投げかけることが僕たちの仕事、仕事と言ったら変なのかもしれないけれども考えなさいと。だから外的要因も含め人件費、これも32年の間にもっと見直さなければいけないでしょうと、今議会の中全体の意見とし

であるわけです。だからそういったことをもっと見直したときに、もっと希望の持てるようなまちづくり、給与削減の幅ももっと考えていけないのかと、32年の中でというような考え方をこちらから投げかけることが必要なのではないかと僕は思うのだけれども。

○委員長（小西秀延君） 大体意見は皆さん一致していると思うのですが、ただ外的要因で数字を変えるかどうかということになるとちょっと皆さんと意見が離れるところになると思いますので。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今氏家委員が言われたとおりなのです。問題はそのときに計画の中に数字を言っても言わなくても組み入れるのか、組み入れないのかということなのです。焦点は。組み入れるか組み入れないかということは計画そのものを変えなければだめなのだから、そこが焦点だと思います。それだけ書いただけだったら何ほ書いても何の意味もないでしょう。いいですよ、町はそんなもの関係ないと言ったら、それで関係ないのです。我々議会として言うのは、そういうことを考慮してこの計画の中にきちんと組み入れるべきではないですかという意見を言うのだったら僕は賛成です。そうでなければ何の議会の意味もないです。ただ議論してできればこうやってほしいのだけどうですかとそんな議会ではないでしょう。僕はそう思うけど。中身は今氏家委員が言われたとおりだと思います。

○委員長（小西秀延君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開させていただきます。

第3章、4の人件費で自由討議を続けてまいりましたが、先ほど私個人的な意見を述べさせていただきましたが、一旦、ここで委員長として少しまとめをさせていただきます。その後またそれに対してご意見があれば皆様から承りたいと思います。

前回のプログラム、そして今回のプラン上、職員の給与の削減状態というのは大変厳しいものがあるというのは皆さんご一致のとおりかと思います。そこにモチベーションの低下やそのモチベーションの低下による町民サービスの劣化等諸問題も起きており、また職員の育成、幹部の育成もその中で状況下では難しいものがあるということでございます。そして財政が健全化するという認識に立てば、財政が健全化された場合には人件費の下げ幅を緩和するべきではないかと。そしてそのときには町民サービスとやはり一致に考えていくべきであると。町民サービスの一致ということはプランの整合性がきちんととれる段階で職員の給与の下げ幅の緩和ということを考えるべきである。ただし前回の反省に立ち職員の給料の下げ幅を緩和するプランの見直しときには、厳格を期して二度と財政が苦しくなるようなことのない見通しが出たときに行うべきであると。ここまでは皆さんの認識が一致できているのではないかと考えております。ただこの下げ幅の緩和を数値目標として段階的に今回のプランに計上しようというご意見がございます。意見がここで分かれるところでございますが、ここでの数値の目標を立てるということは現段階では根拠が乏しいのではないかと、これからの推移を見なければその判断はなかなか難しい状況にあるのが現実であると。また町民サービス等々合わせて職員の給料の下げ幅を考えることにならざるを得ないとなれば、今あるプランも町民サービスを同時に緩和する策がなければならぬということになるかと思っております。目標数値を持たせる再構築は現時点で

は大変困難な状況にあらうかと思えます。もう次年度にはスタートしなければなりません、時間的に考えても待たなしの改革のときにプランの再構築をしている時間は現在はないというふうに判断されるものであります。このような考えで見直し時に議会からは毎年これを見直しをきちんと現状に合わせて考えるべきだという意見を添えさせていただくことになっております。その見直し時に現時点での財政状況、そしてプラン全体の推進状況等を鑑み、職員給与の下げ幅を改定する場合には全体も見直し、その見直しプランの見直しを図るべきであると。根拠を持って見直しを図るべきであるというふうにしたいと思えます。皆さんの意見を総合すると委員長としてまとめさせていただいた意見ではこのような結果になってございます。そこからこのようなまとめ方でよろしいかどうか、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今、委員長をまとめは的を射ていると思っています。しかしながらこれだけきちんと物を言うのであれば、議会議員の報酬もある程度下げたからものを言わないと、お前ら何を言っているのだとしかありません。私は大事なところはそこだと思います。それで私は先ほど職員も責任があると言ったのは、私は今港湾もそうだしバイオマスもそうです。財政の先ほど言った収入不足や何かもそうです。しかしながらそれだけ求めるのであれば議会の議員報酬の少なくとも前回並み、前に見直した並みぐらいの少なくとも一発でそのぐらい決めてからものを言わなければ笑いのものです。私はそう思うけれども。

○委員長（小西秀延君） ただいま松田委員からまとめ方は概ねよろしいが、その前提として議会議員の報酬、これも言うなれば前回並みぐらいにするべきだというご意見が出されました。ただ本委員会はこのプランの特別委員会でございます、ここでその議論をしても結果を得ることは非常にこの委員会では難しいかと考えてございます。議会運営委員会等でまずは議題として取り上げていただくような手順を踏んで、別な機会にこちらのほうは揉むべきかと思えますが、松田委員、ご意見として賜ってよろしいですか。

ほかご意見はありますか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 内容的にはいいと思えます。ただ何人かの委員からも提案というか指摘ありましたけど、職員定数について触れていませんけどこの辺についてはいいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 今までのまとめ方がおおむねよければ、職員定数はまたちょっと少し給与と条件がまたその中でメインになっていますので、職員定数はまた少し議論を重ねたいと思えます。

おおむねよろしいでしょうか。また、こちらのほうも小委員会でもう少し精査をさせていただくようにいたします。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 大筋ではわかります。プランをやりながら給与も緩和していく、サービスも向上させていく、そういうよう姿勢だとかどういうまちにするのだというようなことが抜けていることは事実ですから、そういうところはしっかり入れておけばいいのではないかというふうに思うのです。

ただ1つ、委員長のまとめの中でどうなのかと思ったのは、数値を計上するのは無理だろうということと言われたのだけれども、私も数値で上げていけるかどうかというのはちょっとわからないです。だけれども職員の給与をカットしていくというのは数値が全部わかっているわけです。はっきりした数値で出てくるわけです。その数値に合わせて町の財政がどうなるかということは明確に見えるわけです。だからプランをきちんとやっつけていけば給与の改善もできるのだという見通しがないと変だという気はするのです。職員のモチベーションを上げていくためにも、職員をきちんと団結してもらうためにも、そういう改善をしていくのだということを明確にしておかないと。給与の緩和も数値では難しいにしても、そこのところはきちんと指摘しておかなければだめではないかという気はするのです。

○委員長（小西秀延君） 先ほど皆さんと一致しているというところでちょっとご説明申しあげましたが、財政健全化に向かって改善が見られる場合、下げ幅を緩和しようという一文をきちんと入れるということがございますので、ただそのときには町民サービスと一緒に考えるべきということで、数値で入れるのは難しいという私の話ですが、何%戻しなさいということではなくて、財政健全化し状況が好転しているときには当然、職員給与の下げ幅の改善、緩和を行うということは記載させていただきたいと思います。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） それでいいと思うのですが、ただ1つどうしても引っかかるのは給与を緩和していく、あるいはサービスを少しでも向上させていくために頑張るといことになると、ただ状況がよくなったときというのは、立っているプランそのままやっつけて自然によくなったらかしませようという形で今まで何の変化も起きないのです。下手するとうまくいかなかったらとずるずるといってしまって終わりという形にならないのだろうか。そういうふうにするためにはどこかで抜本的な事業の見直しだとか何とかということが大前提にあって我々論議してきたのではないかと思うのです。これだけ苦労しながら論議してきたのにどこに財源求めるのだと。そういうことができるようにするために、それでは私たちは今の町政の中でどこに見直しをかけたのだと言われたときに、ずっと今までの論議を振り返ってくると、今まで事業をそのままずっと引きずってきて、そしてこの持ち出しだけは何とか緩和してあげようという話では済まないような気がするのです。だから私たちは港の部分でそれは言いましたけれども、どこかでそういう財源をきちんと我慢すべき事業も我慢すべきところは我慢をしながら財源をこうやってつくって行って、それで見通しが立ったときに給与も緩和してあげましょうという方向だったらわかるのだけれども。そこら辺がもう今は事業の話は過ぎてきてしまったから、これから財源どうするのだと言われたときに話がすごくいなくなるのだけれども、それでは事務事業費で金を生み出すかといってもそうはいかないわけです。これから話をする部分で財源をどうやって生み出すのかといったら、そうしたら、我々今までで何でこうやって論議してきたのかと。どこも見直していないではないかと言われたいかという気がして、そこら辺がわからないでいます。

○委員長（小西秀延君） 結果的にはどこも見直してはいないのではないかというふうにとられたいかというご議論でございますが、ただここまで来るまでに議論は十分重ねてきていると思います。委員会としてはまとめられるものはまとめて議会で報告し、町に提言をすべきというのが本委員会の趣旨だと思っております。それ以降個人個人の考えがあるべきにはまた議論を重ねる場もほかにある

と思いますので、そちらでもまた各個人のご議論を進めていただければと思いますし、見直しというのは今回議会からは毎年考えるべきではないのかということをご提言させていただきます。当然毎年議会と町側とプランについて議論を尽くすことになるかと思いますが、そこでもきちんと変わった状況等を把握しながらの議論を私は重ねていくべきだというふうに考えております。

○3番（斎藤征信君） はい。

○委員長（小西秀延君） それでは、まとめはそうのようにさせていただきます。

まとめ以外の部分で先ほどから議題に上がってきたのが職員の定数管理という問題がございました。職員の定数管理で全体的にはプランの中で定数はさほど変わらないというご意見が出ております。職員の内容で嘱託職員の増加等いろいろな中身はございますが、そこについてのご議論がある方はどうぞ。

先ほどは前田委員から職員の給料を上げるときにもきちんと定数の考え方を示すべきだと。もっと厳格に言いますと、職員定数を給料の見合いで行うということにはならないかもしれませんが、そのときに一緒に人数の削減も考えるべきではないかというご意見が出ておりました。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） プランの資料にこだわると資料編の19ページですけど、この中の職員の定数の中に下のほうに米印で採用予定者は退職者に対する原則5割補充するともう明記しているのです。またその下に普通会計に属する数値を特別会計、企業会計に含まないと。これは全体の含んだ定数とかという部分についての数字は資料でもらっていますから、その数字はわかりますけど、私はどうもここは余り退職者の原則5割補充という部分とか、特別会計云々含まないという部分を、これはちょっと言質を与えることになるのではないかと思います。私は退職予定者に対する補充は必要だと思います。ということは職員の継続性がありますから2人とか1人とかある程度の若い人は採用していかなくてはいけないと思いますけど、原則5割補充するというのは本当に役職的でこれから財政がどう変わるかわからないのに、また、財政状況が低くて仕事が段々なくなっていく中で、もっと組織の中で緩急をつけて人員の配置をすれば、そういうものはしのげていくと思うのです。それをここで5割補充と。私は原則5割というこの部分については退職者に対する原則5割というのはちょっと私は数字としては入れるべきかどうかと思っていますし、私とすれば入れるべきでないと思うのです。やっぱりケース・バイ・ケースで考えるべきだと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

それと特別会計、企業会計が含まないということになると運用費代では会計別だから特別会計と違って一般会計に人事異動すればそれで済む話ですから、それになるとやっぱりちょっと許容範囲が広過ぎるのかとこう私は思うのですけれども、ですからこれも抜くべきだとは私は思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

今、前田委員からありました意見の中で特別会計というのは範囲が広すぎて、こういう文言を入れるべきではないというご意見がございました。ただこの19ページの資料を見ていただくとわかるので

すが、19ページの資料の米印にあります特別会計、企業会計を含まないという部分、冒頭に普通会計に属する数字でありという前文があります。この中の表には特別会計、企業会計は含まれていませんという説明でございまして、原則の定員管理に関する文言ではございませんのでそこはご理解いただければと思います。特別会計、企業会計はこの数字には入っていないということでございますので特別会計、企業会計の目指したことを言っているわけではございませんので、今の意見とはちょっと違うというふうに思われます。

今前田委員より同じく19ページの退職者に対する原則5割というのが示すべきではないのではないかとございまして。町としてはある一定の目標として5割という形で載せていますが示すべきではないのではないかとというのがご意見ですので、それも定数管理に入りますので皆さんとご議論を重ねて、定数全体と退職者と採用の兼ね合い、そちらのほうでご意見があれば皆さんからいただきたいと思えます。退職者5割というのは再任用の関係も関係してくるというふうに思えます。ただし希望しない方もいらっしゃるからさまざまな動きはあろうかと思えます。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 町から資料もらっています。町職員今後の推移、資料ナンバー18を見ていただければわかると思うけれども、正職員の推移、これは特別会計、企業会計も入っているかもわかりません。全体として考えれば、減員退職予定者が仮に26年は10人であれば職員採用6名見ているのです。そして、再任用は9名になっているのです。実質的に減員が10名なのに15名。4名だから11名ふえるということになるのです。本来、再任用になっても年金出るまでなら現役で働けますから、そういう労務管理を考えたら、ずっと見てください、34年まで。再任用者はずっと2桁です。12人、13人、12人、12人。そういう見方でいいですよ、これは。だけど、退職者減る分だからと同じ数でいって、平成30年は12名辞めて、再任用は10名ふえるのでしょうか。そのうち5名は採用するということでしょう。本当に今後白老町の34年までこれだけ財政厳しくて新規の事業できない、人口がぐんぐん減っていくのに、再任用は私は必要だとは認めます。これは正規の職員ですから給料は減りますけど、多少再任用の報酬をふやしてもいいから、ちゃんと働けるような環境をつくってもっと人事管理を適正にやったほうがいいと思えます。職員の採用とかにも。これを見てみてください。ふえていくのです、ずっと26年からこれ簡単な数字5を足して、1足して、7、7、3、1足したら何ぼふえると思えますから。25年の5名がずっといくわけではないですから。その辺もちょっとシビアに議論してもらったらどうか。私はそういう部分で先ほど言ったように少数精鋭でもっと厳しくやるべきだと思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、確認をさせていただきますが、前田委員は重々ご承知かと思うのですが再任用は国からの制度もあります。その制度数による数より踏み込んでもっと町は考えるべきだというご意見として捉えてよろしいですか。

○委員（前田博之君） トータルすると今言った数ですから、もう少し新採もここに上がっていますけれども5名とか6名ではなくて、もう少し人数を減らすとか緩急をつけるとか、そういう部分でもう少しを削減してもいいのではないかとということです。再任用はもうわかっています。本人が辞退しない限りは絶対しなければいけないから、それはいいのだけど。再任用を、今、私が見ているような状況の勤務意欲ではなくて、もっとモチベーションを上げて働いてもらって、新採用職員もこんな

半分ではなくて、もうちょっと減らした中で人事管理をしたらどうですかということです。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。総体的な数でいうとちょっと疑問が出るのです。それで継続性の問題を含めて考えたときに給料そのものと言えば、当然職員総数を減らすということが一番財政的には有利になるのです。それは十分理解しています。それから再任用もそういうことです。ただこれは嘱託職員の数が財政的な部分だけではなくて、本当に職員が力を持ってやっていくとしたら、一定程度の採用をしないと持続性で問題が出てくると私は思っています。そういうことでいうとこの嘱託職員の数、これは今のものではなくて19ページのほうの嘱託職員の数でいうと、資料集の19ページの嘱託職員の数、これは多分総数だと思うのだけれど、これが総数でいうとほとんど減らないという状況、ここは考慮する必要がないのかという気はします。どういう表現にするかは別にして職員について言えば半分ぐらいの補充をしないと現実的には将来的にどういうふうになるのでしょうか。そこら辺がきちんと精査していませんけれども、持続的に役場を維持運営していくということで言えばこれぐらいの職員の数の採用がなければちょっと大変かというふうに私は思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。ないようであればちょっと私も個人的に思うのですが、今プランの前のプログラムからも、前は確か3百数十人の職員数があつたかと思えます。そこから総体の人数としてはかなり減らしてきているのも現実というふうに思っています。ただ今総体的な割合を考えたときに大淵委員からも出ましたが、この白老の未来を考えたときにある一定の正職員の若手を育成するというのは、将来を考えたときに重要な項目の1つであるというふうに私は個人的に認識をしております。人件費にも絡みますがある一定の配慮は必要であろうと。そのとき、そのときの状況を考えるのであれば、前田委員の言われたとおり原則ですが5割はこだわることなく入れられるのであれば何とか採用枠をふやしてほしいと思っております。ただ先ほど申し述べたとおり国からの再任用制度もございます。全く国を無視するということにも私はいかないと思っております。ただし、これは希望になっております。そのとし、そのとしで希望の数が増減あるかと思えます。その年度、年度でそのようなものに配慮をしていけないものなのかどうなのか。私はなるべくであれば若手の正職員、これの確保というのはしていただきたいと思っている一人でございます。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は何も否定していませんから、そういう部分では必要だと思います。ただここで5割補充ということがどうかということです。ただ私ちょっと飛躍して言うけれども、中堅職員が19年からもうそのとき52名、それ以後も辞めて今回も勸奨退職制度が廃止になりますから、結構その制度の乗る人がいるみたいです。ですから中堅、幹部職職員の能力の高い経験の積んだ人方が非常にいなくなるのです。若い人は若い人でわかるのだけど、4、5年前に条例をつくって任期雇用制という条例をつくったのです。それで3年間そういう必要な人材を採用できるというような条例をつくっているのです。だから私は今人件費の厳しい中で逆にわざわざ条例つくったのですから、そういう形の中で3年間専門職的な人を雇って、その人材の欠けた部分にそういう人を充てながらある程度の新採用をやって職員を育てていくと。そういう人のをやらないと、今採用したからといって育てる人間が途中でみんな辞めていってしまったら育たないのです、逆に。僕はちょっと飛躍しているから、それをここに付記しろとは言えないけど、そういう制度もあるし、そういうことを是非やってほ

しいのです。そういう意味で私はある程度5割という、原則5割と固定をしなくてもいいでしょうということ。ただこれを外すと、ときの町長が恣意的にもっと採用されるかもわかりませんから、その辺の議論はあるかもわかりませんが、私はそういう意味で言っているのです。本当の人事管理をやるのなら任期つき採用すればいいのです。道あたりもしています、弁護士を3年間雇うとか。本来そういうことをやって今の空洞化されている職員の年齢構想とか仕事に対する姿勢、モチベーションは本当はやるべきなのです。町民も民間目線でやると言っているのだから。本当はそういうことも含めてやるのがこの健全化プランなのです。ただ今言った総体的に見たら嘱託職員、職員足りない分をふやして総体の人数は減らない、そういう部分については私は皆さん言っているとおりだと思いますし、その辺には多少メスを入れるべきだと私は思います。だからそういう条例でせっかくなつくついていますから、それをやると人件費も削減できるのです。3年なら3年専門職でやってその間職員を育てるとか、なぜそういうことができないのかと思うのですが。それは私の考えは別にして総体の人数は議会としてもある程度の制限を加えるようなことにすべきだと私は思います。

○委員長（小西秀延君）　ほか、ご意見お持ちの方いらっしゃいますか。今少ない中ですがご意見が出ております。ただ町でも定数管理の計画をしていると思います。その中で今後のやはりプランに合わせた定数管理の見直しが必要なのではないかということで、なかなか定数管理、人数というのは議会から見ても難しいものも一端あると思っております。その辺の制度を計画の中で見直しいただくということでまとめるというのはいかがでしょうか。

8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君）　8番です。結論から言います。委員長が今まとめていただいた形にしかならないと思っています。同僚委員のほうからのご指摘あったとおりで、それぞれ一理あると思っています。前田委員や大淵委員のほうからも積極的なご意見をいただいている、私もそうだなと思う部分がたくさんありました。それでは原則5割補充するという部分、文言に対しての解釈は確かにあります。ただそれを取ってしまうことによって、前田委員ご自身で指摘されていたとおり、恣意的になってしまう部分逆に原則がなくなるという不安も出てきます。そして今大淵委員からもご指摘いただいたとおり、職務の継続性の観点から見てもこの採用はやっぱり一定程度必要ではないかという部分。ただこれも私たちから見るとどれだけ何人がいいのかという部分は議論できないと思うのです。なので今委員長おっしゃったとおりで、まず適正管理に努めるという部分で、ただちょっと気になるのがこれも大淵委員からあったらとおりですが、嘱託職員とのバランス、嘱託職員、再任用、そして正職員のそれぞれのバランスの問題は適正に管理する必要はあると思います。ただちょっとそれ以上具体として踏み込むのは難しいのではないのでしょうか。こういうふうを考えます。

○委員長（小西秀延君）　一言つけ足させていただきます。先ほどの定数管理の見直しに沿って嘱託職員のあるべき姿とその人数、それをきちんと適正化を図ってほしいと。その上での定数管理をするべきであるというふうに文言を整理させていただきたいと思います。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君）　今委員長、嘱託職員に関しても適正化をきちんと持ってほしいということなのですが、職員の場合は人口からいって類似団体との比較をして、ただ白老町は消防とかがあるということでの基本的なことを踏まえて、1万人に対して88.9人というふうにつくっています。ところ

が嘱託職員の適正とって、その適正ということの基礎なる説明、そういったものがないような気がするのです。これに臨時職員はゼロベースでという話をしていましたけど、どう考えても臨時職員はまたこれに入ってくるだろうというふうに思うのです。掃除の部分を委託ではなくて今度臨時職員でやるというふうに出ていました。そうすると臨時職員もこれに入ってくる。今は臨時職員の姿が見えないから、それでも数は減っていない。嘱託職員と再任用で29年あたりはもう60人以上超えるわけです。再任用がふえているのに対して嘱託職員もふえていくということが私不思議ではないのです。先ほど言った適正化の根拠をきちんと示すということが私は大事だと思うのです。新規採用は白老町の人口減というか、若い人たちの採用というのは地元就職ができる。企業はもちろん誘致されればいいのですがなかなか厳しいということになると、やはり安定した職、そして家庭を持って子供をたくさん生んでもらえるような環境づくりということになると、私は新規採用というのはある程度目標があってもいいと思います。ただそのとしによって必要かどうかというのは検討されると思いますのでそれはいいと思うのですが、そういうことでいくなぜ嘱託職員はこんなにどんどんふえていくのだろうと、その必要性とか機構改革をして定員管理をきちんとしていくという割にはふえていくのかと、それは私も先ほど大淵委員が言ったようにわからないのです。理解なかなかなできないのです。

それと私再任用の職員の分の半分を新規採用するというのは、それは原則として基礎の部分として説明責任だというふうには思ったのですけれども、再任用された職員の今後の仕事のできる状況をきちんと明確に示すべきだと思います。先ほど言いましたように新規採用になった方の人材育成だとか、そういう方たちがいることで、先ほども出ましたけれども、役職定年になったらなかなかその姿が見えないというか、自分一人でこつこつ与えられた仕事をして終わっているような感じにちょっと私も見えたところがありましたので、なかなか口を出したりできないと。自分の持っているノウハウをなかなかそういう立場になると出せないというそういう環境を改善していくのも機構改革の1つではないかというふうに捉えています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 計画の中ではおっしゃるとおり臨時職員というものの数がどうなっているのかというのがなかなか、ゼロベースとはいうものの、ただ掃除等の直営化というお話もありましたので、見えていない部分もあるというふうに私も感じております。こういう部分も明記し嘱託職員の適正化、これの根拠はどうかということも今後は議論になるというふうに思いますので、その部分も明記をさせていただきたいと思います。

ほかございますか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は云々ではなくて、別に資料ナンバー5で職員の推移で企業会計も全部含めた職員数の資料が出ていますので、それを見て私は議論していますので、一言申し述べておきます。ですから嘱託職員も特別会計、企業会計入れると26年度49名、27年度で51名ということで、これはあくまでも一般会計分ですから、この数字だけを見ただけではだめで全体の数字を見て皆さん議論していると思いますから、最終的には職員の推移は300台でずっと推移しているということだけは皆さん念頭において議論したとしておかないと、この一般会計で見るとかなり数字が減っているように思いますから、そういうことをちゃんと踏まえて議論していかないと、人事権は町長にあって、嘱託職員だってそのときによって人数ふえたり減ったりしてチェックできないのです。予算ではできます

けれども。だからそういうことを私と数字、皆さんやっていると思いますが、この大きな数字なのです。300減らないのです、32年になっても嘱託入れてもこの規模で。そういうことを踏まえてちゃんと議会としての意見を付与していかないといけないとだめだということだけは私ここで申しておきます。だから先ほど私は企業会計の部分もちゃんと言ったのです。入っていませんから、これ。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） ナンバー18の資料と今の19ページの資料を見れば明らかなのです。32年度で見ても282人でしょう職員総数が。嘱託職員プラスになったら、ものすごい数になるのです。嘱託職員32年、56名となっていますから。ですから300何かというものではなくて、もっとふえるかという状況です。ですから総体枠の職員を例えば人口規模なら人口規模、財政規模なら財政規模に合ったような形できちんと整合性とれるように行政執行をすべきだというような意味のことを書いたらいかがですか。財政規模も減る、人口も減るわけですから、それに合った総体枠、職員の総体枠です、これは臨時もそれから嘱託も再任用も全部入った形の総体枠の中で合った形できちんと決める、そういうふうにすべきだというふうにそういう意味のことを書いたらいかがですか。そうでないとこれはだめだと思います。

○委員長（小西秀延君） 先ほどの意見をちょっと修正しまして人口そして財源沿った総体枠に沿って定数管理を考えていくというふうな形ではよろしいですか。職員の種別に問わず総体枠、財源や人口にかんがみた総体枠に沿って定数管理をしていくべきというふうな形ではよろしいでしょうか。それでは、今言った意見を報告に付記させていただきます。

ほか、人件費についてございますか。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 7番、西田でございます。私は今回の職員数と給与のところでもいただいた資料を見ますと、町長とか副町長の給料削減はわかるのですが、教育長35%というのは何かおかしいと思うのです。結局行政と教育行政というのは別物であるという考え方からいくと、これはいいのかしらと私は非常に疑問に感じているのです。皆さんは疑問だとは思わないのでしょうか。町として財政が大変だからカットしますというのはよくわかるのです。こちらのほうの行政側の部分と教育の部分というのはあくまでも別物ではないかと私は思うのです。一緒に考えてはいけないのではないかと思うのですけれども、皆さんは何も変だと思わないのでしょうか。私は何か変だと思っているのですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 皆さんはどうですかということですので、ここをきちんと議論すべきだという方はいらっしゃるでしょうか。西田委員、ご意見として承ってよろしいですか。とりあえず今年度のもはもう議決が終わっておりますし、来年度からも各年度ごとということにはなるでしょうけど、一応プランではそういうふうに乗っておりますので議論できなくはないですがご意見として。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 私は今の古俣教育長がこれでいいですと認められて、こういうふうな形になっているからそれは構わないのです。ただこのプログラムの中で教育長もボンとやってしまうというのは、次の違う方の教育長ということを考えてときに本当は独立機関であるべきだと思ったものですから疑問を私は感じていますということで意見として受けとっていただければ結構です。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご意見お持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なしと認めます。

その他して人件費に対する自由討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なしと認めます。

それでは、第3章人件費に対する自由討論を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時09分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、5番目、第三セクターと改革推進債。論点は1つであります。論点、5年間延長の是非についてであります。自由討論をお持ちの方はどうぞ。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 第三セクター債は私は導入したら絶対2億円ずつ払うのはあの当時の財政状況からいっても必ず詰まると、細やかな町民サービスへの影響が出るのだと何回も言ったのです。そうしたらそのとおりになった。全然影響はないと言った方、ここへ連れてきてください、1回。

○委員長（小西秀延君） 決定はできないことですのでご意見として承りたいと思います。

ほか、お持ちの方いらっしゃいますか。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 5年間延長の是非についてということなのですが、これはこれから議論して構わないことなのでしょうか。それとも町としては15年ということを出しているのであれば、これから議論して20年にするとしたら、それができる可能性があるのですか。今もう15年を出して国で審査している最中だったら出してもしょうがないと。今後15年に延ばしたのをどのように払っていくのかとか、間違いなくこういうふうにしてということの議論になるのか。その辺ちょっと聞けないので、今どの辺の進捗状況になっているのかわからないです。もう出していると思うのですが、その辺どうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 私から回答ということにはならないかと思いますが、現在道、国を通して調整中だというふうには聞いております。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。もう是非論云々という状況ではないとはっきり思います。それで新聞報道等々見てもいろいろな言い方がございます。オーケーではないかとか、これでいうと3月に決まるということなのだけど、そのとき決まってだめだったら間に合わないのです、もう。現実的には間に合わないということになってしまうのだけれども。そうだとすれば、この15年の延長というのはいろいろ批判があるにしても29年を乗り切るためにはこれはどうしても必要なものです。そうなると思うのは交渉の仕方、総務省の交渉も町長が政治生命をかけてきちんと行くと。役場の担当が行くとかそのようなことではなくて、きちんと町長がそういう対応をしないと僕はまずいと思

うのです。12月中に決まるのなら決まるでいいから、きちんとそういうことをやらないと。担当が行けばいいとかそういうレベルの話では私はないと思っていますので、そこは理事者がきちんとこれに対応するという1文ぐらいをつけるのがせいぜいかと思っています。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員から5年を10年というような意見もありますし、今もう出している条件で決定されるのであれば、これはやはり必要なことだろうというご意見でございます、三セク債は。

ほかにご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 私は先ほど松田委員が言われた意見の中で、まず第三セクター債を借りなければならなかった、そのような財政運営をしてきたという過去のことを反省して、同じように第三セクター債をまた借りなければならないような、そういうような先送りをする行財政をするべきではないと。今回は10年を15年に延ばすということで担当者の方、また町理事者も一生懸命ご苦労されていると思います。そこはすごく評価しますが、今後このような形の財政運営をしないような努力を是非していただきたいということは一筆つけていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか。

ないようであれば私からちょっと個人的な意見を述べさせていただきます。先ほど吉田委員からも出ましたが現在協議中である、道を通して国と折衝しています3セク債、5年延長、これが10年でもどうなのかというご意見も出ました。私もこれがどうなのかということで少し勉強させていただきました。その中で3セク債の窓口は必ず各都道府県になっております。全般的に北海道は短めの償還期間を設定することが多くなってございます。全国的に見れば30年償還の3セク債のところもございませう。そういうことを考えれば5年延長で本当にこの計画が間違いないのかどうか。5年を10年という設定もできるのか、できないのか、ここははっきりしていないところでございます。そう考えたときに10年延長というのも、これは延ばせば延ばすほど金利もかかりますが、何年延ばすのが本当に適切で何年で交渉できるのか、これはきちんと町サイドで議論してこのプランに配慮すべきというふうに考えておるのが私個人の考えでございます。そして、これが先ほど大淵委員もおっしゃられていたとおり、延長するということが自体はこの財政難、29年度を乗り切るには私も本当に必要なことだと思っています。あとは延長年度の設定だと思っていますので町側の努力を望みたいと思います。

ほかにご意見なければ今のような意見をまとめて、小委員会でもまとめさせていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 自由討論なしと認めます。

これはその他もございませうが、その他に対する自由討論もこの際なしと認めさせていただきます。

それでは、第3章、第三セクターと改革推進債に対する自由討論を終了いたします。

次に6番目、事務事業。論点は4つであります。まず論点1の事務事業の見直し方針についてであります。自由討論があります方はどうぞ。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 内部管理経費とか事務事業の整理合理化とか分かれていますよね。全部一

緒でいいのですか。分けなくてもいいですか。

○委員長（小西秀延君） 一応、今①の事務事業の見直し方針について自由討論を行いたいと思っています。不都合等があればまたご意見でいただければと思います。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 見直しの基本的な考え方、それから見直しの視点というところからいいますと基本的な考え方、方針というのは大体これでいいというには思っていますけれども、1つ前の質問の中でも皆さんからいろいろ意見が出ていたのですけれども、高齢者とか障がい者とか、それから低所得者の方々この事務事業を見直しするに当たってそういう方々にも大きく影響がある案件がある場合は、そういう弱者対策を含めたものも考慮するべきだと私はそう思います。こういう事務事業の中で何でもない方はそれでいいのです、多少の負担がふえることに対してできますという方々は構わないとなのですが、そういうような弱者の方々をどうやったら影響が少なく、そしてこの事業をやっているかということと考えたら、そういう弱者の方々だけ別に考えて手当てをするというような考え方が必要なのではないかと思うのですけれど、皆さんいかがでしょうか。私はぜひそういうこともこういう事務事業の見直しの中で考えていただければと思うのですけれど。

○委員長（小西秀延君） この基本方針の中に弱者対策、この方針に従って影響が出る高齢者、低所得者等に対する弱者対策も考慮する一文を入れるべきという西田委員からのご意見でございます。それについて何かご意見はございますか。西田委員、この見直しの方針の中に弱者対策という考え方を入れるということによろしいですね。

7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） どこに入れてもいいのですけれども、とりあえずここかと思ったものから発言させていただきました。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 今の弱者対策にも共通することなのかと思うのですが、単独上乗せの事業の見直しという部分が私は気になってしょうがないのです。今単独上乗せが自治体でやるというのはかなり難しい状況にある中なのですからけれども、それでもなお今までやってきたということはそれなりの住民の要求だとか、そういう弱者からの要望だとかそういうものを含めて自治体が取り組んできた。これは伝統のあるものだと思うのです。それを町上乗せ横出し単独事業だからということを経由で削られていくということではだめだと思うのです。かなり慎重であるべきであると。もちろん単独でやる事業も変化していくわけですから見直しの時期というのは必ず来るだろうと思いますけれども、ただ今までの経過から読むとそれはかなり慎重を要するというふうな態度で臨んでほしいということは言えるのではないかというふうには思っています。

○委員長（小西秀延君） 西田委員そして斎藤委員からいわゆる低所得者、または弱者に対する対策、その中でも単独上乗せでやってきたものもございます。そういったものに慎重な対応をとということでございますが、それに対してのご意見もあればお伺いいたします。

反対等のご意見もないということであれば弱者対策、また単独上乗せ事業等の廃止には慎重に対応すべきというような一文でよろしいでしょうか。

ご意見がないということでそのような報告を添えさせていただきたいと思っております。

次に、論点2、内部管理経費の見直しについてでございます。自由討論があります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 内部管理の見直しでもらった資料からの項目の中だけでお話をさせていただきますと清掃業務です、これは見直しの考え方、消費税導入によってコスト過大になりますということをやっています。臨時職員にしますと。これは26年度ゼロになって27年度からになっているのです。金額大きいのです。4月からの消費税導入ですから、これは決めれば働いている人方に不利益のものはないと思うのです。切りかえだけです。そうすれば、なぜ26年度からできないのかと。緊急性もあるというのであれば26年度から、まだあと3カ月ありますからいろいろな話をしてやるべきだと思います。そうすると308万円浮くのです、26年度でも。なぜ、1年延ばしたかという議論は聞かなかったのだけど、これをよく見たら入ってきた数字のあとですから議論できなかったのだけど、そうすれば私は26年度から即対応すべきだと思います。

○委員長（小西秀延君） ちょっと前田委員、確認をさせていただきますが、資料によりますと26年度から実施年度になっておりまして、この金額が出ているところの数字があるのかと思いますが、今、見ている資料をちょっと教えていただけますか。

○委員（前田博之君） これは25年11月22日に出た白老町財政健全化プラン（案）で、事務事業の見直しで効果額は後で入れてほしいと言って、入ったものです。それでこの効果額、配付したあと議論していないのです。それで数字を見てみたら26年度ゼロですから、26年度から即対応すべきだと思います。

○委員長（小西秀延君） 資料がわかりました。プランのほうでは実施年度26年になっておりますが、効果額では27年度になっております。これは整合性がとれません。

○委員（前田博之君） だから、26年度からやれば308万円浮くと思います。そんなに実施するための障害は余りないと思います。それと、もう一回言いますが、働いている人方の不利益になるわけではないですから、ただ身分が変わるだけです。ぜひこれはそういう部分を指摘しておいてください。

○委員長（小西秀延君） これはプランでは26年度からということになってございますので、できるものはすぐやらせようというのはプランの趣旨でございますので、整合性が取れない部分を指摘させてもらって、できるものは早期にという形にさせていただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

次に、論点3、事務事業の整理合理化について。この項目については住民の理解、周知方法、個別の見直しにおいて町民の安心・安全に係る事業の廃止について質疑、ご質問がありました。自由討論をどうぞ。

14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 14番です。事務事業の整理合理化なのですが、この中の1つでスズメバチの駆除があるのですが、この案が示されたときに課長説明があつて防護服を貸し与えるという答弁も実はあつたのです。ところがスズメバチが巣をつくるということを考えると新しい家というのはまずないのです。僕の経験からして古い相当年数たった物置なり。相当年数たった住ま

いの持ち主というのはかなりの高齢者が多いわけです。その方々に防護服を貸し与えるようなことではなくて、民間の専門の業者を世話するような対応をしないと、貸し与えてやってもらうということではまちとしてすべきではないと私は思うのです。逆にそのことが下手をすると命にかかわる部分です。ハチの駆除なんていうのはだから専門性が高い作業になると思うのです。それを防護服を貸し与えるというような答弁をしているのだけれども、それは逆にすべきではないと。若い方ならまだ話はわかるのだけど、この部分だけ捉えると私はどうも疑問を感じるものだから、皆さんの意見も伺っておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 及川委員、民間業者への紹介は最初することに。

○委員（及川 保君） ただ、防護服を貸すというような答弁をされているのです。

○委員長（小西秀延君） 借りて対応できる方にはお貸しするという形にはなってございます。ただスズメバチは命にかかわるということで皆さんご意見が大変多かった部分ですので、ほかの方からも合わせてご意見をここでいただければと思います。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） スズメバチ駆除業務、これは廃止の理由として受益者負担によるということで、実施する人が受益者、自分のためにやるのだということだと思っておりますが、このスズメバチというのは飛んで歩くものなのです。ということは住んでいる人が我慢しても、それが飛んで行って他の人を刺したりとか、そういったときの責任はどうなるのかとちょっと思ったのです。やっぱり1万円というお金がかかるということは、自分は我慢しようとする人だっていると思うのです。そうすると町民の安心・安全のためということと、そういうことから考えると受益者負担ということだけで取り上げていいのかとちょっと思うのです。だから自分の家にたまたまつくられたから、あなたの家だから、あなたのためにやるのだからあなたが負担しなさいということだと思っております、これは。そういうことだけで理屈として成り立つのかとちょっと思っていたのですが、そこを拠点にして飛んで歩いてスズメバチは行動するのだと思うのですけれども、よく話があるのは遠足とかそういうようなことで自然の中、山の中に家がある人は特にそうだと思うのですが、遠足とか子供たちが多くなって人の出入りが多くなると寄って来るのだというふうに思うのですが、そういう面での受益者負担ということが理由として成り立つかどうかということがちょっと私も十分納得できないのですが、その点皆さんどう考えますか。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） もう1点言わせてもらいます。スズメバチというのは古いそういった建物ばかりではないのです。今回私自身が経験したのですけれども排水溝の中に大きな巣をつくってその家の1軒ではないですね、続いて家がありますから。排水溝の中につくられるというのは私もことし初めて経験したのだけれども、そういう状況のときに今吉田委員のお話がありましたけれども、これはそんな単純に家につくるとかそういう話だけではないのです。その部分を含めて議論してもらいたいと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私も2回刺された経験があるのです。物置とか軒下につくって物置になんて大きいものをつくるのです。私はこれ趣旨はわかるけど一步譲って年齢とか先ほど言った弱者、障

がい者だとか年寄りは無理です、防護服着てやっても。業者に頼むといっても年金生活とかをしている人方は大変です。そうすれば年齢とか所得、所得も厳密に事務調査して云々ではなくて、弱者の部分についてはやってあげないと本当に命にかかわります。低い物置でも大きなものができたら素人では取れないです。スプレーを3つぐらいやるのです。1つ1,000円ぐらいするのです、あのスプレー。取るのが大変なのです。だから、若い人ならいいけど高齢者はまず無理です。それと障がい者の人。その部分の対策はこの中にちょっとだけでも付記をして対応するようにしてやったほうが私は本当にいいと思います。親切だと思えますけど。現実には僕はもう何回も、町にも2回頼んでやってもらっていますから、私もできなくて。

○委員長（小西秀延君） 皆さんからご意見ではスズメバチ駆除については若い人はともかく貸し出しで駆除できる人はともかく弱者や高齢者そのような方たちには対応考えるべきではないかというご意見が多いですが。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 財政難の折から民間に頼むか、あるいは受益者負担、受益者負担という言葉を使えばすごく格好よく聞こえるのですが、結局は命を守るかどうか。住民の命と安全を守るのは行政の最大の役目です。というふうに考えれば何も家にスズメバチに巣をつくられたからお前が悪いのだとそういう話にはならないはずで、どこにでもつくれる状況があるわけですから、これは公共で対応しなければならないもの、そんなふうに考えなければならないと思うのです。命と健康を守るという点では最大限町が役割を果たすということできなければ、もし個人負担になって我慢をするなんていうことになったら、それこそ本当に命がけの話になります。必ず有料になれば我慢するという姿勢が出てくるわけです。ですから通報1本で取り払ってもらえるようなそういう対応をすべきだと。別なことでいうと胃がんの検診だって若いからカットしてもいいかと、そうではないと思うのです。住民の命を守るという点では本当に今までやってきたことをこれは続けていくというぐらいの姿勢というものを見せることが大事なことはないかと私はそんなふうに考えて、町が町の事業としてやっていきますというぐらいの姿勢があっていいのではないかというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） ただいま出ていた意見では弱者、高齢者等の配慮が多かったのですが、斎藤委員よりこれは従来どおり続けるべきであろうというご意見が出ております。

9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 私は前田委員の意見と同じで弱者、低所得者に対しては配慮をすべきだというふうに思います。それでいけば見直しの視点だとか考え方の中にはその部分もきちんと明記されていますし、ある程度一定のルールの中で事務事業も整理統合していかなければいけないという観点からいうと、個別にこれはどうだ、これはどうだということよりもある程度一定のルールの中でやっていく必要がありますが、この部分に関しては対応できるかできないかという観点を十分考慮した中でそういうことはしていくべきというふうには思います。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 対応できるとかできないとか判断は誰がするのですか。やっぱり危険を伴うという意味では、私は受益者負担というのがやっぱりこれがちょっと気に入らないのです。斎藤委員おっしゃったようにスズメバチさん来て巣をつくってくださいと言ったわけではないのです。下水

を使うとか、それから会館を使って何かをやるというのは自分がそれをやりたくてやるから受益者負担というのだと思うのです。スズメバチの場合は危険が伴う命にかかわることであって、前田委員は2回刺されて死ななかったと言っていますけど、私は気を失った人を見ていますので刺されるというのは怖いことですし、それともう1点、先ほど前田委員もおっしゃったように、僕でもできなくて、健常者ですから、できなくて役場に頼んだということですから。だからそういうことから考えるとその判断ってすごく難しいのではないかと思うのです。それではあなた健常だからやりなさいとって、事故になって、それが刺されてだったら、自己責任で済むのかとちょっと思ったりもするのです。だからそういうことを考えると30万円というお金、これが弱者だけに向けると何ぼになるかわからないのですけど、10万円になるからいいということではなくて、私はこれは全町で生命と健康、安心の守るための事業としては、私はこれは何かを削ってでも継続すべきではないかというふうに思うのです。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 私はスズメバチの駆除は実際うちも物置につくられて、お隣の方といろいろ奮闘して取ってもらって、うちの弟の家も物置につくられて苦小牧の業者を紹介してもらったとか、白老の業者を紹介してもらってやっていますので、私は自分たちでできることは自分たちでやるべきだと思うのですよ。だけれどもどうしてもできない方々のために町はそういう手当てをするべきだと私は思います。自分の家の敷地内の財産をちゃんと管理するというのは自己責任だと思いますので、どうしてもできない方々のためにあえてそういうような手立てをするということは必要だと思いますけれども、今回こういうような事務事業の整理合理化の中で少しでも町民としてできる場所があったら自己責任でやるべきことはやっていくべきだと私はそういうふうな考え方です。

○委員長（小西秀延君） 今、意見をお聞きしておりますと弱者、高齢者に配慮、対応策をという委員の皆さんと、命にかかわることに受益者負担という考えはおかしいということでこれまでどおり町部長の事業としてという両方の方がいらっしゃいます。ほかにご意見がなければその2点で絞って議論を重ねたいですがほかにご意見ありませんか。それではその2点でご意見述べていない方たち等からもご意見があればどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。スズメバチが今問題になっているのですけど、ほかのことでもいいですか、スズメバチだけですか。

○委員長（小西秀延君） 今はとりあえずスズメバチが多かったので限らせてもらっています。

○委員（大淵紀夫君） スズメバチもそうなのだけど、しかしこれは本当にこういう議論なのかと僕は思うのです。町民の安全・安心というのは何をもってそういうふうにするのかということももちろんあるのだけど、例えば長寿祝い金って7万円なのです。いやここから始まるというのもよくわかるのです。本当にしかしこれで白老のまちに住んでいたいと思うのかと、そういうことのほう gaussian と大きいのではないかと思うのです。それでちょっとよくわからなくなってしまったのが姉妹都市交流がゼロになっています。当初ゼロではなかったような気がしたのです。出てきたときにゼロになっていたのだけど、一番最初はこれがすごく大きな問題になって、それでは海外交流どうするのかというふうになっていたはずなのです。いろいろ姉妹都市協会のお金もゼロになるようなことになっていたような気がするのだけど、これはゼロになっていますよね。だからそれはそれでいいのですけど、

論点がそういう論点なのかと私は思っているのです。全部いいとか全部悪いとか言っているのではなくてそこら辺がもうちょっと絞ったほうがいいかと。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 大淵委員の言い方を聞いていましたが、長寿祝い金も後で言おうと思っていましたが、今スズメバチが出てきたらスズメバチの議論をしていたのです。ほかのものを出すのであれば、そこはそこで長寿祝い金も私も7万円をなぜ無くさなければならぬのかと考えていますから。今スズメバチのケリをつけないと。全体的な議論をして全体的にもうちょっと考えなさいというふうに集約するのだったら全体でいいのですけど、今たまたま出たものにちょっと意見を述べたのですけど、どうなのでしょう。

○委員（大淵紀夫君） わかりました。元へ。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時00分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま皆様からもらっている意見、個別の意見、スズメバチで今議論を進めてきましたがスズメバチでも各委員それぞれの考え方が大きく分かります。これを一つ一つ事務事業の中で皆さんの考え方が大きく乖離するのが予想されますので、ここは全体として整理合理化ということに全体の意見として町民の安心・安全、弱者、高齢者に配慮した政策とすべきであるというふうに意見を添えさせていただきますと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

次に、論点の④、各種施設の見直しについてであります。この項目では入浴施設の廃止について質問、ご意見がありました。討論があります方はどうぞ。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時03分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

④の各種施設の見直しでございますが、先ほど整理合理化でもさまざまな事業を一つずつ論議するのは難しいということでまとめて議論をいただきました。この各種施設においてもまとめて皆さんからのご意見を賜ればと思います。どうぞ。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 各種施設の見直しの中で考えなければいけないのが、例えば福祉センター入浴施設を廃止した場合の、廃止したその施設をどのように利用するのかとか、例えば萩の里自然公園センターハウスの冬期間閉鎖した場合、センターハウスの中のトイレが冬季間を凍結してしまったら、あそこは確かバイオ何とかというトイレでやっていたからその菌が死んでしまうのです。ですからこういうものを見直しするときに果たしてそういうような、もしまた春になったら再生するとなったときにコストというのがかかってしまう。そういうことを考えた場合、ただ単にこれをやめてしま

っていいのかという問題があるので、その辺のコストが本当にかからないような形、また利用先をきちんと考えてとかそういうこともきちんと考えていただきたいと思うのです。特にコストの面に関しては1回閉めてしまったあと草刈りするだとか、もう一度再生するためのコストが課題になってしまつては、反対に閉鎖したよりもコストが大きくなってしまつたら何の対策にもならないわけで、その辺の考え方をきちんと持つべきだと私は思うのですけど、そういうような提案をしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 　ただいま施設廃止に伴う再利用の方法、また冬季間廃止等でその施設に与える影響のコストはどうなるのかというようなご意見が出ております。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 　4番、大淵です。今全体でやるということになったのだけど、5番の体育施設ってあるでしょう。これは26年、27年、28年ゼロで29年200万円になっているでしょう。本気になれば竹浦のテニスコートは全く使っていないのです。できないのです。北吉原の運動広場はわかりません。だけどそれだったら体協なら体協に言って、もうことしからやればいいのではないですかこの部分は。本当に困っているのならそれぐらいのことやらないとだめだと思うのです。見直しまで待っているなんていうことではないでしょう。先ほど7万円のものを切るとか切らないとか、30万円のもの切るとか切らないとか言っているのです。やっぱり甘いのです私が見ると本当。実際に3年間待たなかったらできないようなものなのですか。体育協会というのは白老町が補助金出してやっているところです。管理していなくて全くしていないところにお金払っているのです。そういうことをやめるような、本当に計画というのはそういうものではなければだめではないかと私は思います。7万円切るぐらいならこういうことをやめたほうがいいです。それぐらいのことができないのだったらおかしいと思いませんか。これはその後29年以降と書いてあるから、29年1年間で200万円かどうかは知らないけど。だって実績低調で森野スキー場、竹浦テニスコート、北吉原運動広場廃止すると。廃止したらこれだけ浮くのだったら早くやったほうがいいのではないですか。3年間何も利用していないのだったら。契約だからそんなことということにはならないでしょう、そう思います。けどここはこういうことをきちんとしないとだめだと思うのだけど、少なくとも竹浦テニスコートだけはそうです。

○委員長（小西秀延君） 　計画全般そうなのでしょうけど、できるものは早くというのがやはり基本中の基本だと思います。

今2つのご意見が出ております。きちんと廃止するもの等のコストも考えるべきであるということと、施設に関しては書いているものと書いていないものがありますが再利用の方法をどうするのか。また計画内にあるもので特に今大淵委員からは体育施設について出ましたが、できるものはきちんと早くにやるというというのは基本中の基本だと思います。その点は書かせていただきますがほかにご意見はございますか。ご意見あればどうぞ。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 　個別にだめだということではなくて対案としていきいき4・6の廃止です。お風呂のない人はどうしますかという話で、そのときに副町長が無料券を配るということではできないということなのですが、これは白老ばかりではなくて全町にまたがっていると思うのです。公営住宅等に入っていていきいき4・6を利用している方々に私は個人負担あっていいと思うのです。今でも

負担しているわけですから。無料ではないですから。200 円かかるのです。だから 200 円を入れようにしてもらいたいと思うのです。廃止にするのであればそういうふうにしてもらいたいと思います。400 円でやっているところを 200 円に入るとするのは受け入れる側がだめだということかもしれませんけれども、そういう配慮ぐらひはしてもらいたいと思うのです。

○委員長（小西秀延君） お風呂はかなり皆さんからもご意見出ているところでございましたので、意見があれば大枠でと言いましたが個別にも記載をさせていただきますのでご意見ある方はどうぞ。

14 番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 私も風呂のない公営住宅この入居者に対するさらに高齢者に対する何らかの処置は私はすべきだと。そうでなければただ廃止しますと、入浴施設を廃止しますと、もうちょっと何か対策があつていいのではないかと私は考えるのです。答弁の中ではその対応をするとなるとまた経費がかさむとこういう答弁は聞いているのですけれども。この部分本当にこれでいいのかと。萩野もあるそれから緑丘もあるのだけれども、そういった高齢者の対応、入居者の対応をもう少し考えてもらいたいという思いです。

○委員長（小西秀延君） お風呂の対策ではご質問、ご意見も大変多かったところでございます。そこで町側からは前に無料回数券等をお配りした経緯があつて、その無料回数券が違う人にも回ったりして余り効果をきちんと生まなかつたというようなお話をちょっと個人的にも聞いたことがあります。ただほかの方法での対応策というのも考えられなくはないのかと思つておつたのが私個人で考えてございます。皆さんからご意見多いようでしたら先ほど吉田委員から金額指定もございましたが、この金額はどうかではなくお風呂施設で困られている弱者や低所得者の方もいるのでそちらの対応を検討してもらいたいということで、金額等は入れませんが対応策を検討していただくということの一文を入れたいと思つていますがいかがでしょうか。

3 番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 風呂については私も前にも質問はしたのですけれども、私のところ扱っている公営住宅風呂がないお年寄りばかりなものですから、すごく切実なのです。風呂なくなるのかという声というのはものすごく強いものですから。それで今走っている元気号、午前中から何人か固まってバスが来るのを待っているのです。みんな風呂の道具を抱えて風呂へ行くのを楽しみにしているわけです。そういうものを全部奪ってしまうことになるのです。ただ金の問題だけではなくて生活上のそういう要求というものも含めて住民が待っているもの、そういうものをいかに生かしてやるかということ、これは公住に風呂が単独でないということが一番の原因ですから、何とかそのかわりになる方法というのを考えるのは当たり前ではないのかという気がします。いきいき 4・6 の風呂が使えなくなるのであれば、バスに乗ってどこへ行けば風呂に入れるのかと私もわかりませんが。金のサービスで間に合うのであれば、それもそれでいいのです。そういうふうにしてもいいけれども、もう少し気軽に入浴できる、そういう施設というものが用意できるかどうかということも大きな問題かという気もするのです。白老は温泉があるから、どこかの温泉に行けばいいということでは解決がつかない問題だと思つています。

○委員長（小西秀延君） 気軽に入れるお風呂となるとちょっと額もなかなかはってくる問題にもなるので、ご意見として承らせていただきたいと思います。ちょっと対応策を超える論点にもなるう

かと思えます。お風呂の問題については弱者や高齢者、その方たちにはある程度の対応策を検討していただくということでもとめたいと思えます。よろしいでしょうか。お風呂のない世帯ですね、済みません。お風呂のない世帯と弱者の方たちにとという形で対応策をと。

9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 9番、吉谷です。お風呂のない世帯全てなのですか。公営住宅に住まわれている方は普通に仕事されている方だとか、それなりに所得のある方だとかというのはないのでしょうか。公営住宅はお風呂がないということで多分、家賃とといいますか、お風呂のあるところとは違って料金もそういうふうな配慮もされているというふうに僕は認識しているのですが、そういう人たちにもそういう手当ををするということになるのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） なかなか難しい問題ですね。

○委員（吉谷一孝君） そうだと思うのです。だからそのところはきちんルールというか、線引きはきちんしないと公営住宅に住まわれている方というふうな括りにすると、そういうふうに普通に働いている方々にも配慮しないといけないわけですし、逆に言うと低所得者の方であったり、高齢者の方であったりとかというふうなことでいくのであれば、それは十分配慮することは必要だと思うのですが、普通に働いて収入がある方に対しての措置は僕は必要ないというふうに思うのです。

○委員長（小西秀延君） やはり先ほどの低所得者、高齢者というふうにしたほうがよいのか。前提としてお風呂のない世帯で高齢者、低所得者という形が一番限定できるかと思えますがそれによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

それでは、お風呂のない世帯で高齢者、低所得者に対応策を検討すべきという附議にさせていただきます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 自由討論なしと認めます。

それでは、第3章、事務事業に対する自由討論を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時22分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

本日の特別委員会の調査はこの程度にとどめたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

次回の特別委員会の開催は、あす、12月25日10時からとなっておりますのでよろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

（午後 3時22分）